

日本口話法運動史 1925～1942

—親発起の日本聾口話普及会から
文部省主導の財団法人聾教育振興会への展開—

中村 満紀男¹

2021年11月

¹ 筑波大学・福山市立大学名誉教授

要 約

本論文の目的は、戦前の口話法教育を実現させた日本聾口話普及会(大正 14 [1925]年結成)と財団法人聾教育振興会(昭和 6[1931]年改組)の歴史的意義について教育的・社会的観点から検討し、普及会・西川吉之助と振興会・川本宇之介の役割を再評価することである。普及会は聾啞児の親で実業家の西川吉之助が発起した日本最初の全国的な民間の障害児教育運動であり、聾啞教育教員・橋村徳一と聾啞教育に転換した教育学者・川本宇之介が協力した。支持者の中心は医科大学耳鼻科医師だった。「啞児もものがいえる」ことの社会的

反響は甚大で、各地に口話法聾学校が創設された。しかし、日本聾口話普及会は早くも数年後には資金不足と運動体の弱さが露呈し、財団法人聾教育振興会に改組された。元文部次官の田所美治ら文部省関係者が推進し、財閥や社会上層等から構成された、より強固な組織基盤に立つ振興会は、聾啞教育の発展に寄与することによって文部省政策を補完した。振興会常務理事・川本宇之介の口話法運動の理論と方法は、最新の欧米情報を基準とする彼の教育学研究の一部だったが、口話法に適しない多数の聾啞児には無策だった。

キーワード

口話法運動；日本聾口話普及会；財団法人聾教育振興会；西川吉之助；川本宇之介；田所美治

目	次
要約	2
1. はじめに	3
(1) 問題の所在	
(2) 研究の目的・課題と方法	
2. 聾啞児の親・西川吉之助主導による日本聾口話普及会の意義と限界—1925～1930—	4
(1) 西川吉之助らによる日本聾口話普及会の結成の経緯	
1) 偶然の産物としての日本聾口話普及会の成立	
2) 日本聾口話普及会の組織構造	5
3) 日本聾口話普及会の設立趣旨と活動	6
①活動内容 ②月刊機関誌『口話式聾教育』の刊行とラジオ放送 ③聾啞学校教員関連事業 ④保護者向け活動 ⑤聾幼児の教育 ⑥文部省との関係	
(2) 日本聾口話普及会運動の功績と限界	7
1) 口話法聾学校の新設	
2) 既設聾啞学校に対する影響	
3) 日本聾口話普及会の功績と限界	8
①普及会と西川吉之助の功績 ②普及会の組織と西川吉之助の個人的役割の限界 ③口話法関連研究の不足	
(3) 日本聾口話普及会から財団法人聾教育振興会への改組の様相—文部省の政策意思	9
3. 文部省聾啞教育政策補完としての財団法人聾教育振興会の口話法運動—1930～1941—	10
(1) 財団法人聾教育振興会の広範な支持の獲得と官民一体の実態—高位層の参加による官民一体の演出と虚構	
1) 財団法人聾教育振興会の主要人物とその意義	
2) 財団法人聾教育振興会の理念	13
3) 財団法人聾教育振興会の新しい活動	
①刊行事業 ②聾啞学校向け事業 ③婦人部の設置	14
④保護者向け活動 ⑤聾児向け活動 ⑥小学校における難聴児教育 ⑦社会啓蒙 ⑧政策	
4. 財団法人聾教育振興会の口話法普及運動と川本宇之介の役割	18
(1) 常務理事・川本宇之介の口話法運動の志向と振興会運動の到達点—運営における野心と背景	
1) 教育学から聾啞教育への転身	
2) 留学によるアメリカ口話法の摂取と研究方法の瑕疵	
3) 財団法人聾教育振興会常務理事への就任	19
4) 川本宇之介の口話法運動における功績と大正デモクラットとしての限界	
(2) 言語指導正法としての口話法普及政策の意義と反教育的結果の発生	20
1) 聾啞学校の言語指導法に対する効果	
2) 口話法運動の特徴と手話法の評価および手話論者の反論	21
3) 口話法に適しない聾啞児の指導問題	22
4) 聾啞者教員の排除	23
5. むすび	24
註	
文献	25
Abstract	27

1. はじめに

(1) 問題の所在

聴覚障害児(者)の言語指導法は、現在、コミュニケーション方法の異なる口話法と手話法の系統が併存していて、そのうえ、手話法には日本語対応手話と日本手話(JSL)があり、体系は異なる。いうまでもなく、言語の重要性は多義的である。意思疎通の手段であり、思考の道具でもある。また、アイデンティティ形成に不可欠であり、社会的関係の成立・維持・展開に際して重要な要素である。今日まで、適切な言語指導法が模索されてきた。欧米圏では19世紀末から20世紀半ばの聾教育界において口話法が聾者の主要な言語手段となり、それ以前から存在していた手話法は聾者言語としては後景に退いた。口話法の隆盛は世界中に及んだために、近代国家建設の途上にあつた大正末期の日本の聾教育界においても、口話法の導入が盛んとなり、支配的となる。

大正14(1925)年に、日本最初の口話法運動団体として結成された日本聾口話普及会は、わずか5年間しか存続しなかったが、他に類がない特色があつた。それは、聾児の親が運動のイニシアティブをとつたことである。その西川吉之助(1874-1940)は、アメリカ滞任経験のある実業家であり、普及会結成から運営まで主導し、戦前の障害児(者)関連の民間組織として稀な先例を築いた。西川は運営資金の調達とともに機関誌『口話式聾教育』編集に従事したが、重要な協力者が2人いた。聾啞学校長・橋村徳一(1879-1968)と社会教育学者・川本宇之介(1888-1960)であり、日本聾口話普及会は、この3人が口話法教育の理論と実践を主導した、民間の有志会員による比較的単層的な組織の口話法普及団体であつた。

日本聾口話普及会は、昭和6(1931)年に財団法人聾教育振興会に継承されるが、これは単純な改組ではなかつた。振興会は、皇室や大財閥を含む多様で複合的な官民から構成された類例のない障害児(者)対象の組織であつた。振興会の活動期間は、戦時下の昭和17(1942)年4月に聾啞4団体が財団法人聾教育福祉協会に統合されるまでの11年間に過ぎなかったが、日本聾口話普及会以上に全国の聾啞学校を席卷する大きな影響力をもつていた。それは、振興会が文部省および内務省と深い関連をもつた組織であつたからである。

普及会から振興会への改組は、元文部次官で貴族院議員の田所美治(1871-1950)が主導したとみられる(中村[2021]p.826,921)。田所は、啞児が話せるようになるという強力な社会的訴求力をもつた口話法とその運動に着目して、それまで遅滞していた聾啞学校教育の抜本的改善に活用するという着想を得たと思われる。文部省を中心とする高位高職者と財閥が会員に加入する財団法人として、文部省の手厚い後援があつた振興会活動は民間運動の域を超えていたのであり、全国の聾啞学校に口話法を普及する非公式の文部省聾啞教育政

策とみなすべきであろう。官立東京聾啞学校教諭で文部省囑託を兼務していた川本宇之介が、常務理事として財団法人聾教育振興会の企画と実務を担当した。

大正末期の口話法運動は、それまで教育の恩恵を享受する立場を指定されてきた親が、聾児に最適の教育法として口話の習得とスティグマ付与の回避を求めた日本で初めて組織した当事者運動であつた。また、実践の場で口話法教育を開発中の聾啞学校教育者とアメリカ口話法情報に通暁した教育学研究者との共同活動も初めての経験であつた。教育によって啞児が話せるようになって親と聾啞児に喜びを与え、啞に付与された恥を解消しようとする口話法運動は、短期間に口話法聾学校の創設を生みだし、大半の既設聾啞学校の言語指導法を口話法に転換させた。

その一方で、多数存在したはずの口話に適しない聾啞児の指導問題には関心が薄かつた。口話法が有効な聾啞児の適用範囲には当初から疑問が存在し、戦時末には口話法指導の効果が上がらない聾啞児問題に関する切迫した要望が提起されるが、戦時体制のもとでは改善が優先されることはなかつた。大戦後の占領下でもGHQによって口話法が支持されたために、戦前からの口話主義者が引き続いて聾教育指導者の地位を占めた結果、手話法はコミュニケーション手段としてはインフォーマルなままであつた。

(2) 研究の目的・課題と方法

本研究では、戦前の日本における口話法運動の全国組織であつた日本聾口話普及会および財団法人聾教育振興会の活動を明らかにし、その歴史的意義を究明することを目的とする。口話法運動の目的と理念および社会的意義、普及会と振興会の結成および改組の理由、会員構成およびその属性と特徴、口話法の拡散と実践化の状況、口話法政策の実践的帰結、そして限界等の多面的な問題を検討する。また、振興会は文部省政策との関連が濃厚であるとみなされるために、聾啞教育の停滞した実態、政策課題と打開策、実践的結果等と関連づけながら振興会活動を分析する。さらに、普及会を担つた西川吉之助および振興会運営の中心であつた川本宇之介の役割について検討する。とくに川本については、教育政策と実践を分析することにより、画期性と教育実践との矛盾から考察する。ことに振興会の運動と川本の活動には、聾啞教育の範囲に留まらない多面的で現代的な問題を含んでいたと思われる。それは、聾啞教育運動の社会的意義、関係当事者等の関与と排除、外国情報(アメリカ口話法)の外発的拡散と形式的実践化、口話法優先政策の実践的帰結等である。

先行研究について述べる。最初に、日本聾口話普及会および西川吉之助の活動については、これまでも検討されている。西川吉之助本人については高山弘房(1982)、吉之助および濱子(1916-1957)については立入哉(1999; 2020.5)、日本聾口話普及会については奥村典子(2017.3)、聾学校創設と

の関連については田頭昂大(2019.3)が主要主題として検討している。総合的な研究については山田孝・西川健一・藤本文朗(1995)の研究がある。しかし、財団法人聾教育振興会に焦点を当てた研究はほとんどない。奥村(2017.3)は、日本聾口話普及会と財団法人聾教育振興会を一体の組織として検討しているが、本研究では二つの組織を異なる趣旨の団体として扱う。日本聾口話普及会から財団法人聾教育振興会の継承は、口話法普及という目的を共有するものの、不連続の点が多くあると思われるからである。また、日本聾口話普及会成立については、西川吉之助、橋村徳一および川本宇之介との協議から発足したとされているが、運営においては、資金の調達とともに機関誌『口話式聾教育』編集は西川吉之助が行ったのであり、橋村や川本の役割とは区別して評価すべきである。とりわけ、唯口話法論者であった川本の手話法の否定的評価や聾啞学校における画一的な言語指導に対して、西川吉之助は異見を潜在させていたと思われる。

また、川本宇之介はもともと教育学者であり、公民教育あるいは社会教育、職業教育、補習教育、理科教育、都市問題といった新興分野を開拓した教育学の研究者として、とくに社会教育では川本は若年ながら後年において代表的な学者と目されていて、「戦前の社会教育論者として---おそらく最高の研究者」(宮坂[1968]p.339)とされてきた(小川[1977]p.159以下)。特殊教育では、とりわけ聾児の口話教育運動の理論的指導者として高く評価されてきた(平田[1985.7;1990.6a-b;1990.11]; Hirata [2017.8];藤川・高橋[2005.3];藤川[2008.2])。彼の50年近い著作数は連続論文を1点としても600点を優に超える。著作の範囲は聾関連の教育や心理だけでなく耳鼻科医学・生理学にまで及ぶ。しかし、川本の元来の教育(学)研究の方法は、判断基準を最新の欧米情報に依存する研究の典型であり、元来、専門ではなかった特殊教育の場合はそれがさらに強化されたといえよう。その結果、川本は近代欧米を基準とする、最新を最善とする素朴な発展史観に立脚することになる。特殊教育に関する川本自身の論考と川本研究については、これまで2つの問題が指摘されている。第1の史料批判の不足は、坂井美恵子が適確に指摘している(坂井[2015.3]p.23,28参照)。第2は、加藤康昭が早くから指摘していた社会科学的視点の欠如である(加藤[1972]p.18)。要するに川本の研究では、アメリカ口話法(運動)の言説次元だけを抽出して抽象的に解釈し、口話法の社会的背景および言説が成立し得る基盤やアメリカ口話法との対照が十分でない(中村[2021]-2, II-2)。

聾と聾啞の表記は、学校名等の固有名詞を除いて、口話法およびアメリカに関連する場合は聾、それ以外の一般的な場合には聾啞を使用することを原則とする。

2. 聾児の親・西川吉之助主導による日本聾口話普及会の意義と限界—

1925~1930—

(1)西川吉之助らによる日本聾口話普及会の結成の経緯

1)偶然の産物としての普及会の成立

日本聾口話普及会は、聾児の親の教育需要から発した、日本の特殊教育では珍しい民間自発の運動体であった。普及会が結成された大正末期、口話法を標榜した聾学校は大正9(1920)年創設のキリスト教会を拠点とする私立日本聾話学校だけであり、手話法から口話法への転換が必要であるとの主張が、官立校を含む聾啞学校13校および盲啞学校26校から示されることはなかった。日本人が口話法を知らなかったわけではない。アメリカで口話法を社会運動にしたアレクサンダー・ベル(Alexander Graham Bell 1847-1922)から、アメリカ留学中の明治9(1876)年に visible speech を直伝された伊澤修二(1851-1917)は、文部省編輯局長だった明治19(1886)年5月以降、楽善会訓盲啞院の啞生に「視話法」を指導し、それなりの効果をあげている(東京聾啞学校[1935]p.157-159参照)。明治30(1897)年、アメリカで聾教育を視察した官立東京盲啞学校長・小西信八(1854-1938)も、口話法情報を伝えている。また、同31(1898)年にはベル自身が訪日し、東京・京都・長崎で講演会を開催し、口話法の宣伝をしている(中村[2018]p.148-149ほか)。しかし、西川吉之助らの日本聾口話普及会が発足し、活動を開始するまでは、口話法は国内で広く反響を呼ぶことはなかったのである。それは、口話法が強力な社会的関心を喚起する前提条件である寄宿制聾啞学校の全県設置による聾啞教育の成熟と初等学校における特別学級の成立が、当時の日本には欠けていたからである(中村[2021]VII参照)。アメリカ口話法運動では、この2つの基本条件がほぼ完備していた。

表2-1は、大正14(1925)年の日本聾口話普及会の結成から、昭和6(1931)年4月末の財団法人聾教育振興会への改組に関連する事項と経緯を示した。表2-1から、日本聾口話普及会の結成は、口話法に関連する人物と出来事が重なった偶然の産物だったことが理解できる。聾(高度難聴)児・濱子と発語を希求する親・西川吉之助(高山[1982];山田ほか[1995];立入[1999;2020.5])、聾の診断と教育の必要性を認識していた京都府立医学専門学校教授の耳鼻科医・中村登、手話法以外の指導を模索していた聾啞学校教員・橋村徳一(橋村[1965];前田[1996];藤川[2011.12])、そして最新のアメリカ口話法情報を文部省留学生として持ち帰った少壮の教育学者で文部省囑託の川本宇之介である。西川は、聾児の言語指導法を探求する行動力とアメリカ生活による英語力¹を持ち合わせていたうえに近江商人の系譜をもつ練を扱う実業家²でもあった。政治的には「リベラリストでブル

ジョワ民主主義者」とされる(山田ほか[1995] p.49)。川本宇之介は、帰国後に文部省に働きかけて開催した講演会でアメリカ口話法情報を開陳し、それを日本の聾啞教育に還元することに尽力した。橋村は口話法の実践によりめざましい成果を挙げ、西川・川本と協力して、名古屋市立盲啞学校で開催する聾口話法講習会を文部省後援事業にした。こうして、大正14(1925)年1月の口話法講習会は、西川・橋村・川本による日本の口話法運動の出発点となった。国外の口話法運動の発生では、もともとは聾啞教育の経験が浅いか、門

外漢に近い人々の提起から始まることを通例としているが(アメリカについては中村[2021]-2参照)、日本でも同じである。表2-1から明らかのように、3人のなかでも口話法との関係を最も早期にかつ切実なものとしてもっていたのは西川であり、ついで実践の場で口話指導を模索していた橋村であり、もともと教育学者だった川本はアメリカ滞在で見聞した口話法(運動)に感銘して、その成果を日本に導入しようとしたのである。なお川本が、大正期教育界の代表的なデモクラットだったという戦後の評価については4で検討する。

表2-1 日本聾口話普及会の結成から財団法人聾教育振興会への継承まで(大正8[1919]-昭和6[1931])

大正8	1919		西川吉之助、3歳の三女・濱子、京都府立医学専門学校の中村登教授により聾と診断され、言語指導法を模索
大正12	1923		この頃、名古屋市立盲啞学校の橋村徳一ら、口話法指導に成果
大正13	1924	10	7月に帰国した川本宇之介、文部省主催の講習会で欧米における口話法事情を紹介
大正14	1925	1.6	名古屋市立盲啞学校で文部省後援の聾口話法講習会、5日間にわたり開催。この時、西川、橋村・川本らとともに日本聾口話普及会を結成
		2	機関誌『口話式聾教育』(口話法研究会[名古屋市立盲啞学校内])創刊、7月までに3号発行、8月号から日本聾口話普及会が月刊誌として刊行
		4	西川聾教育口話研究所を開設し、少数の聾幼児の指導を行う
		7.22	文部省主催第1回聾教育夏期講習会および名古屋市立盲啞学校主催口話法研究会、7日間にわたり開催。西川、日本聾口話普及会の趣旨を発表し、会員を募る
		11.2	東京帝国大学工学部講堂にて、日本聾口話普及会発会式
大正15	1926	1	口話教員養成講習会、文部省後援事業
昭和3	1928		顧問総代の徳川義親侯爵、会長を受諾。日本聾口話普及会の財団法人聾教育振興会への改組に係る趣旨や寄付行為等の規約等について、武部欽一(文部省普通学務局長)、田所美治、川本宇之介が原案を作成
昭和4	1929	2	徳川侯爵と聾児のラジオ放送。徳川侯爵の新聞記者招待会
		2	武部欽一・文部省普通学務局長、日本聾口話普及会副会長を受諾
		4	文部省編纂『国語初歩』を発行
		11.4	華族会館招待会開催し、口話を実演
		12	徳川侯爵招待会
昭和5	1930	6.6	首相官邸懇談会。財団法人聾教育振興会趣意書
		7.2	皇后、東京聾啞学校および東京盲学校行啓
昭和6	1931	1.31	財団法人聾教育振興会認可
		4	機関誌『聾口話教育』初号刊行
		4.27	華族会館で財団法人聾教育振興会発会式

出典：武部欽一氏(1929.3)；『口話式聾教育 臨時増刊号』6(9)(1930.9)；本会教務部(1931.4)；愛知県聾学校(1940)；高山(1982)；山田・西川・藤本(1995)

2) 日本聾口話普及会の組織構造

つぎに表2-2は、日本聾口話普及会の役員と所属、専門分野等を示したものである(本会役員[1925.11])。役員等の構成からわかることは、日本聾口話普及会の賛同者の大半は、耳鼻科医と教育学者・心理学者という限られた範囲であり、文部省関係者は寺内正毅内閣時代の文部大臣だった岡田良平(1864-1934)に顧問という名誉職を依頼しているだけである。最初期では、耳鼻科医の貢献が顕著だった。初代の東京帝国大学医学部耳鼻科教授だった岡田和一郎(1864-1938)をはじめ、京都府立医科大学教授・中村登が聾児の教育の基礎となる聴覚診断に積極的に関与し、大阪医科大学教授・加藤亨(1875-1936)は大阪聾口話学校を創設した(坂井ほか[2016])。

最初に、日本聾口話教育普及会の組織の構造あるいは特性をみてみよう。普及会の会長が空席だったのは、西川が侯爵・徳川義親(1886-1976)に繰り返し就任を要請したが固辞されたためであった。そこで副会長の岡田和一郎が会長代理となった。徳川は顧問への就任は承諾し、顧問代表という変則的な役職について。徳川が会長就任を受諾したのは、普及会末期の昭和3(1928)年7月、振興会への改組を展望してからであろう。顧問と名誉会員をみると、耳鼻科医は顧問と副会長の岡田を含めて3人、教育学者・心理学者が4人、政治家が1人であり、耳鼻科医等の医師と教育学・心理学者への偏りが目立つ。また特徴があるのは名誉会員である。発会式前の大正14(1925)年11月3日現在における名誉会員の所属

表 2-2 日本聾口話普及会の役員等 (太字は文部省関係者)

会長	(徳川義親)	侯爵、貴族院議員	昭和 3.7 就任
副会長	岡田和一郎	前東京帝国大学教授	耳鼻科医
	西川吉之助	聾口話研究所長	聾児の親
顧問	岡田良平	元文部大臣	
	徳川義親	侯爵、貴族院議員	顧問総代 (当初)
	林博太郎	東京帝国大学教授、貴族院議員	伯爵、教育学者
	加藤亨	大阪医科大学教授	耳鼻科医
	吉田熊次	東京帝国大学教授	教育学者
	中村登	京都府立医科大学教授	耳鼻科医
	松本亦太郎	東京帝国大学教授	心理学者
	小西重直	京都帝国大学教授	教育学者
名誉会員	学識名望ある人(略)。会員数は大正 14 年 11 月 3 日現在で 36 人		
幹事	橋村徳一	名古屋市立盲啞学校長	
	川本宇之介	東京聾啞学校教諭(兼東京盲学校教諭,大正 14~昭和 9 年度、文部省元囑託)	

等は(本会役員[1925.11])、耳鼻科医を主とする医師 20、心理学者・教育学者 5、聾啞教育者 3、財閥関係者 2、キリスト教関係者 2、仏教関係者 1、政府高官 1、ドイツ大使 1、軍人 1 だった(外国人 5[再掲])。なお、名誉会員は会費納入の義務がない。名誉会員はまさに「名誉職」であり、運動の社会的信用や医療上の助力において有利であっても、資金的な利点はないし、運動において即戦力に乏しい人々が多かった。

なお、大正 14 (1925) 年 11 月の普及会発会式の出席者には、文部大臣以外は内務省系が目立ったが、内務省系列の道府県は盲啞学校開設の許認可権をもっていた。このように、会員構成と発会式の出席者とは属性が一致しない。発会式の出席者もまた実働力には繋がらない人々だった。この組織特性は、この種の組織発足に慣れた人物が、西川吉之助の周辺または普及会内部にいなかったためであろう(川本との関係は後述)。その結果は西川個人の比重が大きくなることを意味する。ただ、会員規定において、聾・難聴者とその保護者を正会員としているのは、西川らしくまったく新しい発想であった。

3) 日本聾口話普及会の設立趣旨と活動

①活動内容

日本聾口話普及会の設立趣旨と会員構成、活動、財政基盤等を整理したのが表 2-3 である。表 2-2 および表 2-3 の表を参照しながら、普及会の組織について整理する。

普及会の幹事は橋村徳一と川本宇之介となっている。事務所は名古屋市立盲啞学校におかれているが、これは普及会の成立過程と口話法講習会会場からみて、橋村徳一の役割を反映していたとみられる。川本の普及会運営に係る日常的な用務はとくになく(この時期は、まだ『理科教育』編集で多忙だったことであろう)、各地の研究会・研修会・講習会の口話法講師が主な任務だったとみられる。日常的業務が煩雑な月刊誌『口話式聾教育』の編集と普及会運営業務は、西川吉之助が一手に引き受けていたことは誌面内容から推測できる。

普及会の設立趣旨は、口話が聴者と同等の社会的地位と幸福を獲得する手段となるとしている。

聴者との同等という目標は、「正常化」として抽象することができる。正常(者)への近接は、聾教育を含む(アメリカ)特殊教育の理念であったから、同時代の最先端の理念に連動していたといえるが、抽象的であるのは翻訳的内容のままだったからである。アメリカ口話法運動では、「正常化」がキリスト教徒への育成やアメリカ社会への同化という観点から意味づけられたが(中村[2021] II-1・2, IV-2)、日本の口話法運動では、親としての願望というレベルから脱却できないために、抽象的な意味づけに止まったのである。

普及会の事業内容は、口話法普及という観点からよく整理されている。口話法に関する基礎的研究と実践研究、機関誌と図書による口話法の啓蒙と普及、教員や保護者に対する研究会・講習会の開催と専門家の派遣、これらの事業による聾啞者の社会的地位の向上が掲げられている。詳細は次項で述べる。

普及会の事業内容の骨格は、財団法人聾教育振興会に引き継がれる。これらの広範な事業を展開する普及会の資金は、主財源を西川という特定個人に依存したのであるが、普及会結成の時点ではそれ以外の方法がなかったためと思われる。

②月刊機関誌『口話式聾教育』の刊行とラジオ放送

普及会の活動のなかでも経費と労力を要したのが、機関誌『口話式聾教育』(上野[1999]参照)の定期発行である。大正 14 (1925) 年 2 月に『口話式聾教育』創刊号が、7 月までに 3 号が口話法研究会(名古屋市立盲啞学校内)として刊行され、8 月号から月刊となって日本聾口話普及会が発行元になった。口話法の意義と実際の指導事例について、海外の情報を中心に国内の情報、口話法を実際に聾児に指導した保護者や口話法を講習会で学んだ教員の感想を取り上げた。アメリカ口話法の情報が多いが、指導法についてはとくに橋村徳一や名古屋市立盲啞学校の実践例とともに、国内で拡大しつつある口話法指導の状況を記載することで、口話法普及を促進しようとした。また、名古屋市立盲啞学校の後身である愛知県聾学校は、国内口

話法聾学校の最大拠点として『国語教本』巻1～7を刊行した。

口話法普及運動のなかでも、ことに大きな反響が生じたのは新しいメディアであったラジオ放送による。橋村校長は最も多くラジオ放送に出演したが、大阪でも聾児の口話実演があり、西川、加

藤亨、徳川会長も出演した。一部の放送は全国に中継された(愛知県聾学校[1940]p.437-443)。大阪医科大学耳鼻科教授・加藤亨のラジオ放送では、自ら口話法聾学校を開設することを決断させるほどの反響があった(加藤[1928]p.7)。

表2-3 日本聾口話普及会の設立趣旨と基盤等(大正14[1925]11.22)

設立趣旨	聾啞者は、聾のために啞となる結果、訴える術がなく恵まれない最も不幸な人間であり、社会的にも閉却されている。理想的教授法として世界で推奨されている口話法を聾啞者に与え、「普通人と同じく之(聾啞者-引用者)を遇し」、福祉を増進することは同胞の責任であり、人類の義務である。
発会式の主な出席者	文部大臣祝辞 聾教育の方法として最も優れている口話法の普及・発達により、聾者を常人と同じ幸福を享受させることで、聾者には福音を、社会には「幸慶」をもたらす。
目的	口話普及・発展、福祉の増進
事務所	名古屋市立盲啞学校
財源	会費と西川吉之助の資金
会員	名誉会員 学識名望ある人
	賛助会員 年額10円以上、一時金100円以上
	正会員 年会費2円。医師・教育者、聾・難聴者、保護者その他
事業	聾・難聴の科学的研究、口話法研究、聾・難聴者の社会的地位の向上、図書・機関誌の発行、研究会・講習会の開催、講師・指導員の派遣

出典：『口話式聾教育』4(1),1928.1 奥付; 川本 (1940.7-8)

③聾啞学校教員関連事業

普及会活動の特色は、簡易的な口話法教員養成に注力したことである。文部省後援の聾口話教員養成講習会は大正15(1926)年以降継続され、日本の口話法教員養成の中心となった。聾啞学校教員は以前から、慢性的に不足していた。劣悪待遇や男性教員の転職のほかに、当時の社会的慣習だった「婚期」にある女性教員退職のためである。もちろん西川は口話法教員不足を予測していたから、教員養成を重視しその増強を提案していた(に、よ[1925.10])。さらに昭和2(1927)年には、巡回教師制度を提案している(西川[1927.7])。この制度はアメリカに範をとったと思われるが、全国の聾啞学校教員5～6人を選抜して欧米先進国に1～2年派遣して口話法指導法を実地に学ばせ、帰国後に各聾啞学校に2～3ヶ月派遣し、教授を範示するのである。アメリカでの実地学習の課題には手話も含まれている。盲啞教育界から要望された盲啞学校教員の海外派遣も支持している。口話法指導の知識と技術が蓄積されている欧米に教員を派遣して、帰国後に各地で口話教育を伝達させるのである(に、よ[1926.7])。

国内では官立東京聾啞学校師範部(1年課程)が国内唯一の常設の聾啞教育教員養成機関であったが、口話法運動が登場するまでの在籍数は多くなく、師範部普通科卒業者が増加するのは大正13(1924)年以降である。昭和5(1930)年、小学校教職経験3年以上の者に入学資格がある甲種普通科は定員35人、免許状保有のみで教職無経験者を対象とする乙種は10人であった(東京聾啞学校[1931]p.32)。聾啞教育が口話法一色となる昭和戦前期になると、口話法教員は不足する。現職教員を対象とする上記の愛知県聾学校の教員養成講習

会(当初は2ヶ月、後に6ヶ月課程)が補完的な養成の場となった(前田[1996]参照)。

普及会は、聾啞学校の現職教員に対する口話法の研修や講習を盛んに行った。継続的あるいは行事的な口話研究会の広域での普及会協力による開催は延べ21会場を数える(愛知県聾学校[1940]p.429以降; 遠[1925.11]; 文部省後援[1926.12])。もともと、この種の現職教育の機会や教員の交流は、従来ほとんど存在しなかったから、これらの研修や講習は、口話法に限らず聾啞教育の専門性を身につける貴重な好機だった。ただし、リーダーとなる教員がいる聾啞学校は少なかったから、入門レベルだけの聾啞学校教員陣では教員間で切磋琢磨するに至らず、専門性の顕著な向上は困難だったであろう。

④保護者向けの活動

盲啞学校の創設で過去に保護者が主導した例は、聾啞児の親だった金子徳十郎が明治38(1905)年に創設した新潟県の私立長岡盲啞学校以外にほとんどない。聾啞児の親・西川吉之助が当事者として、日本聾口話普及会という聾啞教育関係団体を結成し運営したことは、日本の特殊教育史に新しい画期となった。

西川吉之助が『口話式聾教育』編集で重視した口話教育普及の手段は、聾啞学校の新規開設には時間を要するために、親が家庭で口話指導することであった。西川は、口話法が達成可能であること、聾啞児の育て方とともに親自身が口話の指導することの情報を、娘・濱子の指導にも利用したジョン・ライト(John Dutton Wright 1866-1952)の教科書から長女の協力を得て翻訳して、誌上で提供した。ライトは、1892年にニューヨークに口話法の私立聾学校を創設し、通信教育による口話

法指導を開始するという実績をすでに上げていた。誌面や講習会での西川の呼びかけに呼応する親が出てきたことにより、西川の方針は、聾啞児をもつ親の自覚と指導の実施という相応の成果があったといえよう。聾啞児の親同士をピアとして同じ悩みと苦労を経験し、希望を得た過程を共有する機会を設定したのである。振興会時代になると、保護者向けの父兄座談会として発展する。ただし、これらの親の階層は上位に限られていたであろう。

⑤聾幼児

『口話式聾教育』誌面による啓蒙と並行して、大正 15 (1926) 年以降、文部省の後援を得て名古屋市立盲啞学校 (愛知県聾学校) で幼聾児初歩教育講習会を開催し、親が参加した (愛知県聾学校 [1940]p.474 以降)。聾幼児対象の活動は上述したように保護者向けの普及会事業に含まれていた。聾啞学校自体、全国的に不足し (未設置は 15 県)、幼稚部はほとんどなく、幼児の指導の場はごく限られていた。それゆえ、年少時から言語指導するには、上述したように家庭で保護者が指導する以外に方法がなかったのである。昭和 2 (1927) 年の西川聾口話研究所における小規模な聾幼児の実験的指導 (西川 [1926.12b]) や大正 15 (1926) 年以降の幼聾児初歩教育講習会、名古屋市社会教育課主催の聾教育家庭講習会 (昭和 2 [1927] 年から 5 回) に引き継がれる名古屋市立盲啞学校主催の父兄発音講習会 (大正 11 [1922] 年から 3 回) は、日本の聾啞教育の後進性の特徴である適齢期の聾啞児教育の欠如を幾分でも補充する企画であった。

⑥文部省との関係

文部省の口話法運動に対する態度変化の兆しは、普及会末期に明白となった。それまでの文部省の関与は、口話法教員講習会を後援する程度であり、文部大臣や文部省高官が口話法聾学校を視察するのは普及会末期になってからであった。同じ時期には、かねて就任を固辞していた徳川義親が日本聾口話普及会の会長職を引き受けた。その後間もなく、文部省普通学務局長・武部欽一が副会長就任を受諾する (これ以降、普通学務局長が副会長となる)。普及会から振興会に改組することによって口話法運動を高次化する計画は、徳川義親会長と田所美治等の文部省間で合意ができていたのである。文部省関係者は、普及会の発足からこの間、聾啞教育の発展という政策的観点から、口話法の社会的効用を慎重に観察していたものと推測される。

(2) 日本聾口話普及会運動の功績と限界

1) 口話法聾学校の新設

普及会運動の効果は、いくつかの現象で確認できる。その第 1 は、何よりも口話法聾学校の新設である。設置年と学校名および主唱者とその属性はつぎのとおりである。

- ・大正 14 (1925) 年 (神奈川県) 中郡聾話学校 (中郡盲人学校)、京都聾口話幼稚園 (京都府立聾啞学校教員)

- ・大正 15 (1926) 年 (福島県) 二本松聾啞学校 (仏教僧侶)、大阪聾口話学校 (耳鼻科医)、横浜聾話学院 (社会事業家)、東京市立聾学校 (東京市)
- ・昭和 2 (1927) 年 (新潟県) 聾口話学校 (実業家・社会事業家)、(宮崎県) 都城聾話学院 (親=歯科医)
- ・昭和 3 (1928) 年 (滋賀県) 県立聾話学校 (親=実業家)
- ・昭和 4 (1929) 年 (神奈川県) 馬淵聾啞学校 (実業家)

専用の校地をもつ聾啞学校は、大正 14 (1925) 年で 7 校しかなかった。そのうち 4 校は、教員が 4 人以下の小規模校だった (文部省普通学務局 [1925])。大正 12 (1923) 年勅令の盲学校・聾啞学校の道府県による設置と盲・聾分離の義務化によって、聾啞教育には大きな需要が潜在していた。この好機に生まれたのが日本聾口話普及会であり、上記の 10 の新設聾学校はすべて口話法を採用していたから、口話法運動の影響によって創設されたといえる。この新設聾学校のうち既存の盲啞学校から分枝したのは中郡と京都の 2 校だけであった。それ以外は、仏教僧侶・耳鼻科医師・社会事業家・実業家、そして親 (実業家と歯科医) と、今までになくさまざまな分野の篤志者によって聾啞学校が創設されたのは、日本では前例がなく、啞児が話すようになるという口話法運動の主張は、それほど強烈な社会的インパクトがあったといえる。

2) 既設聾啞学校に対する影響

口話法普及過程において、既設聾啞学校における口話法への転換も顕著な現象だった。大正末期に生徒数が 100 人を超える 4 つの聾啞学校は歴史もあり、それなりの実践的蓄積はあったはずであるが、手話法の限界を究明しようとする動きは学校内部からは、ほとんど生じていなかった。言い換えれば、手話法を口話法に変更する必要性は、その時点での聾啞学校内部では顕在化していなかったといえよう。しかし、聾啞学校における言語指導法の変更は、急速に生じるようになった。昭和 13 (1938) 年には、手話法生徒数は口話法生徒数の 1 割にも満たなくなっていた (日本聾啞教育会 [1939.5])。このことから、手話法から口話法への変更は、普及会発足の 大正 14 (1925) 年から、わずか十年余というきわめて短期間で生じたことになる。

表 2-4 は、口話法普及活動が聾啞学校への就学にどのような影響を与えたのかを探るために、盲啞学校がほぼ全国に設置された大正初期、勅令により盲学校・聾啞学校の設置義務と盲・聾分離を課した大正 12 (1923) 年、振興会が発足した昭和 6 (1931) 年を中心に、生徒数等の推移を盲学校と対比して示した。大正期に入って聾啞生徒の就学が急増し、昭和 8 (1933) 年には、生徒数では聾啞学校 (4,770 人) が盲学校 (4,762 人) を初めて上

回る(文部省普通学務局[1933])。それでは、口話法運動の影響はどの程度なのであろうか。それは、同時期の盲学校就学者数の増加傾向と比較すればかなり推測可能である。

表2-4から、大正12(1923)年勅令が公布された前後と昭和10(1935)年度までの聾啞学校生徒数を比較すると、大正11(1922)年度とは2.8倍、大正14(1925)年度とは2.1倍、昭和5(1930)年度とは1.4倍の増加となる。これを同じ条件で盲学校と比較すると、それぞれ1.9倍、1.6倍、1.2倍となる。すなわち、聾啞学校のほうが盲学校よりも就学者数の増加率が高い。さらに初等部生徒についてみると、昭和5年には大正14

年の2.2倍、10年は3.4倍と増加している。盲学校ではそれぞれ1.4倍、1.7倍にすぎない。この増加は聾啞学校に顕著にみられるから、大正12年勅令以外の要素、すなわち、聾啞学校の口話法運動の波及効果によるといえる。同じ時期の聾啞学校人口の変化は、卒業者についても明らかである。同じ時期の卒業者数は1.3倍、2.8倍、4.3倍と急増し、在籍者数に占める卒業者の割合は大正11年度の10.1%から昭和10年度の15.4%へと増加している。以上から、口話法聾啞学校の新設と既設聾啞学校就学者の増加には口話法の運動効果があったといえる。

表2-4 聾啞学校生徒数の推移(明治45[1912]~昭和10[1935])

	1906-07(明治39-40)				1912(明治45-大正1)				1922(大正11)年度				1925(大正14)年度				1930(昭和5)年度				1935(昭和10)年度																											
	聾		盲		聾		盲		聾		盲		聾		盲		聾		盲		聾		盲																									
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立																								
生徒	全体				1816				2426				2387				2867				3617				4060				5099				4693															
	879		937		731		1695		1595		792		1545		1322		2732		885		2379		1321		4300		799		3502		1191																	
	169	443	73	559	288	473	143	939	494	385	543	394	510	221	1276	419	918	677	463	329	1130	415	990	332	1556	1176	523	362	1974	765	942	379	2437	1863	443	356	2411	1091	857	334								
卒業	初等部				184				407				233				638				508				886				784				1081															
	99		85		150		257		171		62		308		330		399		109		571		315		679		105		815		266																	
	16	20	13	61	18	30	27	122	58	41	53	32	100	50	203	54	100	71	35	27	216	92	250	80	205	194	72	37	411	160	226	89	372	307	63	42	593	222	187	79								
入学	初等部				744				817				590				847				981				1309				1361																			
	242		502		219		598		397		193		443		404		725		256		864		445		1243		191		993		368																	
	71	117	52	293	124	118	154	106	162	57	441	157	215	182	115	78	336	107	310	94	425	300	146	110	635	229	302	143	672	571	100	91	665	328	268	100												
初等部	144		116		90		54		95		43		60		22		220		169		81		46		116		55		50		30		329		304		48		34		133		94		28		16	

出典：文部大臣官房文書課(1908,1912,1926,1929,1936,1939)

なお中等部進学者については、聾啞学校と盲学校では事情が異なることに注意を要する。盲生徒は中等部に進学するのが一般的なコースであったのは、職業自立のうえで鍼灸等の職業教育が不可欠であったためであり、中等部段階での(小学校卒業程度)新規入学者さえかなりいた。これと比べると、聾啞学校では中等部進学者は少なく、とくに普通科は進学希望者が少なかったために開設されない聾啞学校が多かった。これは、初等部で学校教育を終了して第一次産業や家事手伝いに就いた多数の聾啞生徒がいたことを示唆する。なお、盲学校では圧倒的に男子生徒が多かったが、聾啞学校の男子生徒は公私立ともに在籍生徒の6割未満に過ぎず、女子も多く就学していた。

3) 日本聾口話普及会の功績と限界

① 普及会と西川吉之助の功績

言語指導法としての口話法は、西川吉之助のような親が願い、川本宇之介が喧伝した聴者と同じように話ができるようになることを謳うアメリカ情報、そして橋村徳一の実践的努力によって水路づけられていく。このなかで、日本聾口話普及会の最大の功績はいうまでもなく、新しい言語指導法である口話法の正当性を社会化したことである。口話法が適した聴覚障害児(者)のなかから、かなり支障なく口話で交信することによって、「啞」から「聴」の世界に脱出する聾啞者が生ま

れた。「啞」が付与するスティグマがともかく解消された「聾者」は、音声による交信を求める親の願望を満たすだけでなく、恥から解放された本人とその家族にとって無上の喜びだったであろう。この功績は口話法運動にある。

第2に、このような歴史的大事業を民間の少数の篤志家の主導によって達成したことは、日本の特殊教育史上、最初の出来事だった。第3に、西川吉之助は、口話を習得することにより、「普通人」(聴者)と同等の待遇を実現しようとしたが、聾・難聴者の社会的地位の向上は普及会の活動目標の1つだった(『口話式聾教育』4(1), 1928.1奥付)。聴者への近似は、先述したように正常化というアメリカ特殊教育の理念であり、特殊教育制度の確立までには経由しなければならない一里程であった。正常化理念は、聾啞教育が国民の関心対象となるうえで有効だった。第4に、普及会活動の対象に難聴児を含めたことは、聴児と聾啞児の狭間にあつて無視されがちな難聴児の存在と教育の必要性を提起したという意味で重要である。

西川吉之助の特色は、手話法やアメリカ情報に対する評価にも現れる。この点は川本宇之介と対照的である。川本は手話法について全面的に肯定しなかったし、口話法情報についてはアメリカ情報であれば些末なものまで取り上げた(後述)。これに対して西川は、手話の効用を全否定すること

はなく、手話使用聾啞者に対する敬意をもっていた。西川は、振興会内における穏健な少数派の典型だった。また、海外情報については実用性を重視し、術学的傾向はみられない。普及会解散に間近い昭和5(1930)年12月、「国産聾教育」と題する西川によると思われる巻頭言は、「最もよく日本人に適したものは日本人が考へ出し、日本人が作り出したものでなければならぬ」といい、「自ら内に有るものを研く」ことなく、欧米に範を求めるとを否定し、「純国産の聾教育」への発展を期待している(巻頭言[1930.12])。西川は海外情報の入手と紹介には貪欲だったが、彼にはその情報を相対化する過程があった(に、よ[1926.7])。西川の態度は、とくにアメリカ口話法を絶対的なモデルとする川本に対する婉曲な異論を含んでいたと思われる。

②普及会の組織と西川吉之助の個人的役割の限界

日本聾口話普及会は少数の篤志家が主導した、比較的水平的な組織であり、上下関係のない構造だった。しかしこの利点は活動が活発になり拡大すると、機能低下をもたらす。1つは滋賀県八幡、名古屋、東京と散在した主要メンバーの余暇時間を割くだけでは、十分に活動が機能しなくなるであろう。普及会の運営は、機関誌編集と財源の確保について、西川個人への過大な責任と負担のもとに行われていた。このことは、西川に不具合が生じると会の運営が即座に不安定になることを意味する。日本聾口話普及会は公益性のある教育運動であったから、西川個人に依存した運営体制は早晚、刷新する必要があったことは否定できないであろう。

第2は資金問題である。単層の組織構造は運営資金を確保する仕組みと連動していた。活動が活発になり、複雑になっていくとともに、必要資金が増加し、個人が主要経費を負担する方法は維持困難となっていたと思われる。機関誌『口話式聾教育』の定期刊行は普及会活動の生命線であるから、印刷費・送料は確保する必要があった。無償で寄稿を依頼できない人物もいたであろう。また、地方での研修会や講習会の実施回数が増加すればするほど、必要な出張経費は増えることになる。西川本人にも旅費実費は必要であり、研究会・研修会講師の常連だった川本と橋村は俸給生活者であるから、旅費と謝金を支払っていただろうし、研修会・研究会等の講師には無償では済まないゲストもいたであろう。普及会の運営資金は正会員の年2円ではまったく必要額を満たすことはできず、年額10円または一時金100円以上を納付する賛助会員の数次第となる。その収入額は不明であるが潤沢であったとは思われない。川本宇之介は「(普及会結成後—引用者)間もなく本会の経費は、会費にて十分まかなひ得る様になった」(川本[1940.7]p.16)と回想しているが、普及会解散に近い昭和5(1930)年の会員数が700人を超えたという数字から推算すると、正会員の年会費によ

る1,400円程度の財源では、研修会・研究会等、活発に事業活動するうえで必要額を到底充足できなかったであろう。

③口話法関連研究の不足

当時の高等教育機関には医学以外の聾研究の拠点は皆無だったから、口話法指導の実践を支える基礎的な学術研究は期待できなかった。唯一あり得るのは、口話法に関心をもち、意義を見出す聾啞学校教員による実践的研究であった。むろん、どのように読話と発語を可能にするかという実践的研究は大いに意味があり、口話法教育の拡大の基盤であった。しかし口話法の普及は、社会運動や教育行政上の方針によるだけでは、不可能であった。口話法の一面的な普及方法に対する疑問は後述するが、聴覚障害の心理学・社会学等の基礎的研究の欠如が、口話法の妥当な普及を妨げることで、そして、このような問題への言及が川本宇之介にも橋村徳一にもみられなかったことは興味深いことである。しかし、西川にはそのような問題意識はあったようである。普及会発会の翌年の大正15(1926)年末、西川は「幼児言語習得過程を研究せよ」と題する巻頭言を発表している(西川[1926.12a])³。聴児の言語発生・発展過程を研究し、その構造を究明する言語学・児童学のような研究が口話法の指導に最も必要であるというのである。そのような言語発達こそが、子どもの本能的要求に合致し、核心に触れるものであり、口話法指導は、このような言語過程に対応させてこそ効果があるとする。そして彼は、このような研究を学者だけでなく、聴児をもつ聾啞児の親にも要請している。

(3)日本聾口話普及会から財団法人聾教育振興会への改組の様相—文部省の政策意思

表2-5は、日本聾口話普及会から財団法人聾教育振興会に移行する時期を表2-1から抜粋して再掲したものである。

財団法人聾教育振興会は日本聾口話普及会の発展的改組であったには違いないが、単純な発展ではなかったのではなかろうか。普及会の中心だった西川吉之助は、振興会の趣旨は普及会と同じであり、「全く本会の拡充延長」とするが、「或意味に於て」とか「とも見られる」という微妙な限定を付している(財団法人聾教育振興会設立[1931.2] p.57-58.表3-2)。しかし、普及会末期および振興会の会長だった徳川義親(1886-1976)は、振興会の発会式の開会で「(普及会の一引用者)目的を多少変更し」、「新に陣容を立て直し」たと述べているから(財団法人聾教育振興会編輯係[1931.5]p.7-8)、普及会には改組すべき問題があったことは明らかである。それも、昭和3年という相当早い時期から改組への準備が開始されていることが表2-5から分かる。そしてその時期に徳川が普及会会長を受諾し、副会長には文部省普通学務局長が就任し、新しい組織案の相談が文部省関係者で立案されたことは注目される。徳川が会長就任を引

き受けた理由は、日本聾口話普及会の資金・組織問題の抜本的な改善が、振興会改組によって実現

する見通しを確信したためと推測される。

表2-5 財団法人聾教育振興会改組まで(再掲)

昭和3	1928	7.9	顧問総代の徳川義親、日本聾口話法普及会会長を受諾。
			日本聾口話法普及会を財団法人組織の聾教育振興会への改組に係る趣旨や寄付行為等についての規約等について、武部欽一(文部省普通学務局長)、田所美治、川本宇之介が原案を作成
昭和4	1929	2	徳川侯と聾児のラジオ放送。徳川侯の新聞記者招待
		2	武部欽一・文部省普通学務局長、副会長を受諾
		4	文部省編纂『国語初歩』を発行
		11.4	華族会館招待会、口話実演
		12	徳川侯招待会。篠原英太郎・文部省普通学務局長、副会長を受諾
昭和5	1930	6.6	首相官邸懇談会。財団法人聾教育振興会趣意書
		7.2	皇后、東京聾啞学校および東京盲学校行啓
昭和6	1931	1.31	財団法人聾教育振興会認可
		4	『聾口話教育』初号刊行、巻号は『口話式聾教育』から継続
		4.27	華族会館で発会式

出典: 川本(1940.8); 西川(1928.8); 武部欽一氏(1929.3)

改組の実体が継承というよりは刷新であることは、つぎの変更内容から明らかであり(表3-2参照)、普及会と振興会では歴然とした差がある。

- ・安定した財政基盤—西川個人への依存・会費制から財閥等からの寄付金の獲得に変更
- ・組織的運営—西川個人から文部省を中核とする運営体制に脱却、教育行政上への水路づけ
- ・口話法の権威づけ—有志推奨から文部省推奨への昇格
- ・口話法普及活動—活動内容の体系化と講習会等の定例化

普及会は民間の運動であり、耳鼻科医師と教育学者・心理学研究者が協力する体制であった。その一方で、政治家および文部省・内務省との関係は希薄であった。しかし、普及会末期の2~3年をかけて、主導権が西川吉之助から文部省に移動したことは明らかで、口話法の教育的・社会的効果あるいは口話法のエネルギーを文部省関係者が利用して聾啞教育を振興しようとしたのではなかろうか。これは、文部省によるこれまでの聾啞教育政策の限界を認識した結果でもある。それを改善するには、安定した運営資金と組織が必要であった。親の切望の充足や聾啞者を「普通人と同じく遇」し、彼らの社会的地位の向上を図るといっ

た、普及会時代に掲げられた西川の素朴な願望では支配層の広範で積極的な賛意を獲得できない。そのために、時代に合った新しい理念を掲げるのであるが、それは、口話法への転換が国際的な潮流であるとともに、変容しつつある産業および社会の状況に対応した社会的寄与と聾啞者像の設定を含む必要があった。そして、口話法普及活動の効果を上げるには、何よりも振興会の活動に権威性を付与することが必要だった。

こうして、普及会から振興会への展開は、継承・拡大と運動の趣旨の変更という側面に整理することができる。振興会は、徳川義親等の富裕層と財閥等といういわば支配体制側からの資金提供を主な財源とする会員制度であり、運営は、常務理事・川本宇之介が文部省や支配体制を背景にして差配した。これらの事実は運動の担い手と関連する。普及会は、聾啞者の親と耳鼻科医、教育学者・心理学者、聾啞学校教員といういわば直接の関係者による運動だった。これに対して振興会を統制したのは文部省幹部だった(奥村[2017.2] p.33参照)。このような担い手の違いは、口話法運動の趣旨に連動する。振興会の実体は官製団体なのであり、口話法普及のための振興会活動は、非公式の文教政策であったと理解するのが妥当である(後述)。

3. 文部省聾啞教育政策の補完としての財団法人聾教育振興会の口話法運動—1930~1941—

(1) 財団法人聾教育振興会の口話法運動における広範な支持の獲得と官民一体の実体

—高位層の参加による官民一体の演出と虚構

1) 財団法人聾教育振興会の主要人物とその意義

表3-1は、財団法人聾教育振興会の役員および顧問について、日本聾口話普及会から振興会への改組時点と改組後約6年に区分して示した(本会教務部[1931.4]; 『聾口話教育』13(1), 1937.1, 目次)。太字は、現職・元職を含めて文部省に関係した役員等を示す。財団法人聾教育振興会の組織が日本聾口話普及会のそれと決定的に違う点はいくつかある。第1に、最大の相違点は、上述のように振興会の運営が文部省主導になったことであり、首相官邸懇談会における振興会への改組の発端から始

まる。それでは、口話法運動を利用してこのような壮大な計画を立案し、実行したのは誰か。これが可能な人物の条件は、これまでの聾啞教育政策の経緯を熟知していること、文部省を掌握していること、政府や財界にコネクションをもっていることであり、これらの条件を満たす人物は、元文部次官で貴族院議員の田所美治において他にいない。彼は昭和5(1930)年6月6日の首相官邸懇談会の発起人であり(他の発起人は田中隆三・文部

大臣、徳川義親・貴族院侯爵議員、阪谷芳郎・貴族院男爵議員であった)、同懇談会の趣旨説明者である。田所は、官僚として内務省からキャリアを始めたが、まもなく文部省に転じ、要職を歴任し、文部次官まで登りつめた(直轄学校である東京盲啞学校は在任中の所掌の一部だった)。そのうえ貴族院議員に勅選され、錦鶏間祇候に任じられたほか、退官後も文部省の委員を歴任し、隠然たる影響力をもっていた。

表3-1 財団法人聾教育振興会の役員等(昭和6[1931]-12[1937])

昭和6年4月改組時の役員・顧問		昭和12年1月	
会長	徳川義親(侯爵、貴族院議員)		
副会長	篠原英太郎	普通学務局長	菊池豊三郎
	阪谷芳郎(貴族院男爵議員、顧問の渋澤栄一は義父)		
理事	田所美治(元文部次官、貴族院議員)		
	小笠原豊光	普通学務局学務課長	小笠原豊光
	加藤亨	大阪府立医科大学教授	
			河原春作
			文部次官
			武部欽一
			元普通学務局長
			山崎巖
			内務省官僚、後に警視總監
			下村壽一
			元普通学務局長、東京女子高等師範学校長
		堀池英一	
		学務課長	
		伊藤日出登	
		学務課事務官	
	樋口長市(東京聾啞学校長)		
	西川吉之助(滋賀県立聾話学校長)		
	橋村徳一(名古屋市立盲啞学校=愛知県聾学校)長		
		馬淵曜	馬淵聾学校長
常務理事	川本宇之介(東京聾啞学校教諭・文部省普通学務局元嘱託)		
監事	鈴木信吉(銀行家)		
	篠原三千郎(実業家)		
	赤司鷹一郎	元文部次官、日本職業指導協会理事長	青木鎌太郎
			実業家
主事			岡本三郎司
			普通学務局属
顧問	徳川家達	公爵(貴族院議長)	
	岡田良平	文部大臣	
	渋澤栄一	子爵	
	鎌田榮吉	慶應義塾長、貴族院議員、文部大臣、帝国教育会長	
	水野錬太郎	元文部大臣・内務大臣、貴族院議員	
	田中隆三	元文部大臣	
	望月圭介	元内務大臣	
	岡田和一郎	昭和医学専門学校長	
評議員	77名(うち女性17名)		

このことは、表3-1にみるように、昭和12(1937)年の時点で副会長には普通学務局長が、理事には文部次官と学務課長および普通学務局長経験者等が就任し、昭和6年の改組時よりも文部省関係者の比重が増加したことから理解できる。また振興会役員には、地方の盲啞学校の管理者である内務省の元高官(篠原英太郎[1885-1955]の実体は内務官僚)も含まれたように、振興会は単なる民間団体ではない。事務所は文部省構内におかれ、庶務は文部省が引き受けている。

第2は、振興会が常務理事という正規のポスト

を設け、発足当時、文部省嘱託を兼務していた東京聾啞学校教諭・川本宇之介を据えたことである。官僚養成課程の出身者ではない教育学者・川本は、文部省嘱託時代に「不就学者絶滅策」論文で文部省政策について徹底的な批判を公表したように(川本[1920.10])、官僚の行動基準からはみ出した人物だったが、口話法の推進と普及という大前提では川本と文部省の利益は一致していた。

第3に、振興会構成の特異さである。振興会は、皇室の慈恵を含む華族、大臣経験者、政府(元)高官、医師や大学教授、大財閥を含む高位者

等の支配階層における支持を確保したのである。第4に、振興会は実業界の大物が関与する仕組みを設け、監事として依頼した。昭和12(1937)年には監事3人全員が実業家になった。役員の中かで「顧問」は名誉職の色彩が濃い、渋澤榮一(1840-1931)が就任したことの意義は大きかったであろう。名誉会員としての多額の寄付が、三井・住友・三菱・安田の4大財閥、原田積善会・森村豊明会・服部奉公会、そして個人から、振興会に提供された。名誉会員の団体・個人からの拠出額は、昭和11(1936)年度末で55,800円に達した。これらの資金をもとに事業の安定的継続のために財団法人としたのである。

第5に女性の活用である。東京女子医学専門学校長・吉岡彌生(1871-1959)や社会事業家・守屋東(1884-1975)のように社会的業績が公認された著名な女性会員も少数いたが、戦前の日本社会では女性が単独で前面に出て活動が可能な範囲は限られていたから、吉岡と守屋は例外だった。女性の振興会会員の多くは、華族・政界・官界・財界の夫が振興会に関与した人々の配偶者であったことから、彼女たちは、振興会支持者のなかで装飾的で特異な位置を占めていた。

こうして日本聾口話普及会の財団法人聾教育振興会への改組によって、聾教育における手話から口話法への転換を支持、あるいは奨励を強力に推進したのは、聾学校教員や地域社会ではなく、聾教育の責任官庁である文部省・内務省を頂点とし、地方の盲聾学校を底辺とする行政上の縦の組織であり、まことに日本的な現象だった。

個々の民間人会員によって成立していた普及会は、振興会に改組されることにより、統治的な構造に組み替えられたことになる。かくして、日本のような中央集権国家では、文部省をはじめ支配層が主導したことに対して、聾学校の校長や教員あるいは保護者は、口話法の習得や利用が国の方針であると理解したであろう。そのうえ、昭和8(1933)年には文部大臣が公的な場で口話法推進を宣明する(後述)。しかし、このような方法による口話法の普及は効率的だった側面はあるが、それが教育実践に内面化されて、口話法の指導が定着する保証はなかった。

2) 財団法人聾教育振興会の理念

財団法人聾教育振興会設立の過程・趣旨や基盤等をまとめたのが表3-2である(川本[1940.7-8])。表2-1、表2-5と情報が一部重複している。

聾教育振興会の活動目標は幅広く多元的であった。振興会への改組は普及会の結成から約5年経過していたので、口話法の理解と成果では振興会時代のほうが遙かに有利であり、設立の趣旨は具体的になっている。副会長の篠原英太郎・文部省普通学務局長のように、聴者との拡大された交流が聾者には幸福と喜びになるという、聾者個人の利益を重視した人道的立場もある。振興会の趣意書(川本[1940.7])では、聾教育の普及によ

り、聾者を自活化させるために口話法を導入し、入学年齢を下げて就学率を高めることを提案する。産業の発展に聾者が寄与することが求められていることは、産業構造の変化が生じていて、第一次産業だけでは彼らを吸収できなくなってきたことを示唆する。このような就労は国運の進展に関与し、慈恵主義に基づく適うものであり、社会と聾者の共存共栄にもなる。趣意書における「弱キ---足ラザル」聾者の「福祉増進」と(強キ)社会の「安寧」が並立する「共存共栄」という目標がそれである。しかし趣意書の主張には矛盾もある。聾者が「無智無能ノ非生産的国民トシテ社会ニ迷惑ヲ及ボ」し、「暗澹タル生涯ヲ送ル」という現実は無教育の結果である。しかし、聾教育の機会がないのは聾児の親が選択したのではなく、就学猶予・免除の事由による法制上の規定の結果であった。趣意書ではその認識を迂回して、教育の機会に恵まれればそれを「君恩」に帰し、教育によって聾者は生産的国民に脱皮し、産業の発展と国運の進展に寄与するように求められている。このような方針は、国内外の状況に影響されたと考えられる。すなわち、貧困の拡大に対応した防貧の対処であり、第一次産業構造が変化しつつあった大正末期の、とくに都市部において参入可能な就労種の拡大および人的資源の活用が聾者に期待されたのであろう。このような社会的利害からの主張や観点は、普及会時代では甚だ弱かった。同時に、わが子の行く末に気がかりな聾児の家族にも、口話法による職業自立の範囲が拡大する可能性が生じたことは、大きな訴求力を増していたと思われる。

3) 財団法人聾教育振興会の新しい活動

振興会に改組されてその活動が全面的に刷新されたわけではなく、すでに西川吉之助あるいは普及会時代の着想と工夫を継承・強化した内容がほとんどである。振興会は、普及会が行ってきた活動を拡大し、体系化してきたといえよう。つぎにそれを列挙する。

① 刊行事業

川本宇之介の振興会活動のなかで、彼の運営と言論活動が、聾教育あるいは聾学校の必要性と意義に対する社会的認識を大いに高めた功績は認められる。それは、聾教育の質的向上への契機を生むことに連動する。なかでも、『口話式聾教育』を継承した月刊機関誌『聾口話教育』編集に費やした彼の労力が並大抵でなかったことは、「編輯後記」に摘記されている。

普及会時代よりも強化されたのは出版である。表3-3は聾教育振興会が刊行した聾教育叢書である(川本[1940.8]p.25-26)。これは、『聾口話教育』掲載記事をもとにした非会員向けの小冊子である。川本以外の著者は学校名となっており、それも特定の聾学校だけに集中しないように工夫されている。このような実践研究と発表の機会、聾学校にとって口話法の実践研究を行うう

表3-2 財団法人聾教育振興会の設立趣旨・基盤等

設立準備	昭和3～5	日本聾口話普及会から財団法人聾教育振興会への改組に係る趣旨や寄付行為等の規約等について、武部欽一、田所美治、川本宇之介が協議
	4.11.4	華族会館招待会、口話実演
	4.12	徳川侯爵招待会
設立	首相官邸懇談会 (5.6.6)	田所貴族院議員による趣旨説明 聾啞教育不振の原因①制度、②手話法 言語＝国語の教育ができない。聾啞者同士しか交通できないため社会から孤立。過去に口話を試みたが成果が上がらず。ミラノ会議以降、口話法が各国で採用。西川・橋村により指導が実施され、川本の情報から、口話法の振興により聾啞児の皆就学を目ざす。会話、就労、福祉の増進と文明の恵沢
	皇后行啓 (6.7.2)	東京聾啞学校および東京盲学校
	財団法人 機関誌	昭和6.1.31 認可 昭和6.4、『聾口話教育』初号刊行
	発会式 (6.4.27)	徳川会長の開会の辞 「目的を多少変更」「新に陣容を立て直」す
		篠原副会長の閉会の辞 口話法により、交流相手を聾啞者だけでなく聴者にも拡張することが啞者の幸福と喜びとなり、身体的健康にも有益。就学と職業教育によって職を得ることは人道問題でもあり、国民の同情と後援が必要
	趣意書 (5.6)	聾啞者の多数は教育を受ける機会がなく、「一生無智無能ノ非生産的国民トシテ社会ニ迷惑ヲ及ボシ、真ニ暗澹タル生涯ヲ送ルモノ決シテ少ナシトセズ」。手話法を口話法に変更する聾啞教育革新運動として、年長での就学が多く、就学率が低い聾啞教育の振興を目ざす。学業と自活手段を与え、産業の発展に参加することで国運の進展に努力し、「君恩」に応えることは、聾啞者の福祉増進と社会の安寧を意図するのみならず、「弱キヲ助ケテ足ラザルヲ補ヒ」、相互に協力すること(「唇齒輔車」)によって「共存共栄」を図る。本事業の目的を明示し、達成の財政基盤を確立するために財団法人とする
出席者	華族会館招待会(昭和4.11.4)、首相官邸懇談会(昭和5.6.6)。大臣、華族、実業界、学界に及び、文部省からは幹部以外に督学官も出席	
目的	聾啞教育の振興、口話法の発達による福祉の増進	
事務所	文部省構内	
財源	徳川義親の2万円の寄付、財閥等からの多額の寄付、会費	
会員	名誉会員①千円以上または②功労者と名望ある学識者	
	特別会員 年額10円または一時金100円以上	
	通常会員 年額2円	
事業	就学奨励と助成による聾啞教育の普及、講習会・講演会・研究会の開催、指導員の派遣、聾の原因と予防法および口話教授法・発音・その記号等に関する調査研究とその奨励・助成、聾啞学校用教科書・参考書・雑誌・パンフレット等の編纂と発行、聾啞者の職業指導・紹介等による地位向上活動	

表3-3 財団法人聾教育振興会発行の聾教育叢書

輯	著者	書名	刊行年
1	東京市立聾学校	綴方指導の具体案	1931
2	東京聾啞学校	国語初歩巻一・二の補充教材と復習法	1932
3	名古屋市立盲啞学校	国語初歩巻一・二の発音教授の実際経験	1931
4	川本宇之介	聾児を有つ家庭へ	1933
5	大阪聾口話法学校	数觀念の養成並に算術初歩教授	
6	熊本県立盲啞学校	話方指導に関する方案 附録. 文誤謬調査表、助詞 矯正用文例	1933
7	東京聾啞学校	聾学校初等部に於ける理科教育	
8	岩手県立盲啞学校	国語初歩巻三、四の取扱	1933
9	東京市立聾学校	入学第一年の学習指導	1933
10	東京聾啞学校	残聴及び聴覚練習	1934
11	川本宇之介	聾児声の原因及びその予防と矯正	1937
12	愛知県聾学校	誤音矯正の方法と其の経験	1934
13	東京府立聾啞学校	改訂国語初歩巻一取扱の経験	1937
14	川本宇之介	聾盲人の教育とヘレン・ケラー女史	1937
15	川本宇之介	聾教育史年表	
16	東京府立聾啞学校	改訂国語初歩巻三の取扱経験	
17	東京市立聾学校	改訂国語初歩巻二の取扱経験	
18	東京聾啞学校	初等部算術科の教授要目	
19	東京聾啞学校	難聴学級の経営	
20	川本宇之介	聾者の職業教育と指導施設一心身異常者の夫等と対照しつゝ	1940

えで重要な刺激になったであろう。昭和10～11(1935～1936)年には、「聾の予防及教育叢書」全4輯『啞の子もものが言へる一幼い聾児を有てる家庭へ』『難聴児とその教育の意義並に方法一初等教育者へ』『口話の成績をよくするには一聾児の家庭教育の方法』『聴力保護の必要と其の方法一学校教師と学校医へ』が、10(1935)年には、『国語初歩 聾啞学校用巻一～六』(文部省編)が、13～14(1938～1939)年には文部省編『国語練習読本巻一～四』が振興会より刊行された。

昭和6(1931)年第7巻7月号「ひとみ」の発展である「コドモノページ」(「子供のページ」)は、昭和8(1933)年の第9巻1月号附録として新設された、文字どおり聾啞児向けの内容であり、聾啞児の作品を掲載したが、これは口話法教育成果の一種の宣伝活動である。

②聾啞学校向け事業

この範疇の事業も普及会時代からあった重要な活動項目であったが、振興会では聾啞学校長を地方委員に依嘱し、研究依嘱も実施したように、より強力に推進された。講演会や教員向けの研究(発表)会に専門家を派遣することによって、日常の実践活動の交流が行われた。さまざまな講習会は専門性の形成や向上には不可欠であり、産業の発展に対応する職業教育機能の強化のために職業教育協議会や職業指導講習会のような、比較的新しい研修や研究の機会が設けられた。校長を対象とする華族会館での招宴がときどき実施され、新任校長を口話法へ誘導する役割を果たした。一部の盲啞学校ですでに実施されていた、臨海学校のような比較的新しい学校外活動も振興会の事業として、ごく小規模に試行された(川本[1940.8]p.42-43)。口話法教員の斡旋も行われた。

③婦人部の設置

これは普及会にはなかった振興会独自の活動である。婦人部としての組織的な活動は盲・聾啞教育ではこれまで存在しなかった。川本は、「下層」の「不幸なる子供を持って居られる家庭」や「忘れられ勝ちな聾者」に対して、婦人部「貴婦人淑女」の「愛の手」と「いとしの情」を要請している(川本[1936.8])。川本が作成したと思われる婦人部趣意書では、財政的基盤確立への貢献、聾啞生徒と親に対する奨励と慰安、教員に対する謝意によって、聾啞者の国民・公民への育成に寄与することが、婦人部に期待されている(財団法人聾教育振興会婦人部趣意書[1936.8]p.56)。昭和11(1936)年の婦人部幹事23名の属性は、華族の妻子が4人、政府高官夫人5人、医師夫人または医師4人、実業家夫人2人、聾啞学校関係者4人(日本聾話学校創設者、ヘレン・ライシャワー[Helen Sidwell (Oldfather) Reischauer 1878-1956])、樋口長市[1871-1945]・川本宇之介・馬淵曜[1874-1959]の各夫人)、女性教育者2人、不明2人である(財団法人聾教育振興会婦人部[1936.10])。

婦人部が主催した事業は、座談会・講演会、聾啞学校訪問のほかに、出征軍人の遺家族聾啞児の

就学を援助するための魔術大会や音楽会の開催だった(川本[1940.8]p.43-45)。婦人部には自発的にリーダーとなる人物がおそらくおらず(部長は徳川義親の妻・米子)、婦人部幹事は、振興会幹部の夫や父の役割の代行または代理であり、戦前では妻・家族の当然の役割だったと思われるが、いかにも装飾的であり、具体的な成果に乏しかったのではなかろうか。加えて、高位層の婦人部活動は聾啞児と家族にとってはスティグマの追加になりかねなかったであろう。

④保護者向け活動

普及会で開拓された保護者向けの活動は財団法人聾教育振興会の運営でも継承され、保護者向けの父兄座談会のような活動に発展した。口話指導を試みていた保護者の座談会によって、聾啞児の親に対する口話法の啓蒙と家庭での早期指導を奨励したのである。このような企画は、当時において専門家では代行できない説得力があった。しかし親の活動は、個々人の自覚と教育努力の範囲に止まり、聾啞学校を横断する広域の親の組織化までは進まなかったようである。また、保護者向け活動の効果があつたのは、中間層以上の家庭に限られていたであろう。

⑤聾児向け活動

災害等が起こった地方を対象に、小規模な就学奨励事業が行われた。昭和11(1936)年度を除いて6(1931)年度から毎年度実施された累計は11,425円に達した(川本[1940.8]p.37-41)。

⑥小学校における難聴児教育

難聴児の教育の必要性は普及会時代に提起されていたが、表3-3で示したように、小学校が対処すべき教育課題であることを先導的に明示したことは評価されるべきである。

⑦社会啓蒙

婦人部によるバザー等の主催事業がこれに相当するが、開催数が少ないために活動成果は乏しかったように思われる。

⑧政策

大正12年勅令起草の際に盲啞教育関係者は就学猶予・免除対象から盲・聾啞児を除いて、義務教育制にするように文部省に要望してきた。大正12年勅令公布後も、盲啞教育関係者は盲啞教育の義務制を、帝国議会や関係官庁に対して強力に陳情してきた。昭和12(1937)年に設置された文部大臣の諮問機関である教育審議会では、翌年の答申で聾啞教育の義務制が提案される(後述)。『聾口話教育』誌上でも川本による義務制関連の論説は多かった。

振興会の活動を評価し改善するために、昭和11(1936)年には、内部に事業調査委員会を設置し、年末には報告書が提出されている。振興会の内部者と外部者による業務評価であり、提言自体は正当である(聾教育振興会[1936.12])。

・聾啞教育制度改革(就学義務制の実現、職業教育の改善と促進)

・振興会事業の現状と課題

- a 実施すべき事業 相談事業、職業指導紹介、法律上の地位調査、競技会の開催、資料収集
- b 福祉増進事業
- c 地方の振興会および聾口話者協会の結成
- d 振興会事業の再検討

これらの政策的意義と問題については後述する。なお、振興会は昭和戦前期の活動であったために、聾啞教育政策の行き着く拠り所は皇民教育であった。

4) 官民一体運動の実態

振興会は、活動に権威性を付与するために、高位高官とその配偶者だけでなく、大財閥を含む財界も動員した。振興会結成時の会合や聾啞学校長招待の場所も、総理官邸や華族会館を利用することにより、振興会活動の権威性と社会的正当性を高めることに意を用いた。全国の普通(通常)会員は675人を数えたが、宮城・青森の2県では会員がいなかった(普通会員[1933.4]p.32)。昭和7年度で全国の聾啞学校教員数は481人だったから(文部省総務局調査課[1937]p.468)、中央行政(教育および内務)と振興会から二重に口話法への誘導を受けることによって、相当な割合の聾啞学校教員が振興会会員に動員されたのであろう。何よりも、口話法が文部省と日本社会の高位層が共同推薦した言語指導法であったことが、大多数の聾啞学校を口話法に誘引したのである。

いわば戦前的な社会構造を前提とした官民一体の活動だった振興会が、敗戦によって振興会を支えた社会構造が弱体化あるいは一部が毀損したことにより、戦後の口話法運動が活力を喪失する一因となった。

5) 文部省政策代替としての民間資源活用 モデル—現実的対応か弥縫策か

①聾啞教育停滞挽回の方策としての口話法の利用と隘路

財団法人聾教育振興会の活動は「非公式の文教政策」であるとの仮定はすでに示唆した。そこで、文部省の聾啞教育政策からこの仮定を実証する。日本の聾啞教育政策は後進国としては着手が早く、明治5(1872)年には学制で「瘠人学校アルヘシ」と規定された。明治21(1888)年には東京聾啞学校を文部省直轄学校とし、明治36(1903)年には同校に教員練習科という1年の教員養成課程を設置した。この段階までは聾啞教育後進国から脱却したといえるが、それ以降の聾啞教育政策は停滞した。他方で、「瘠疾ノ者」を小学校就学の非対象とする方針は、明治14(1881)年1月の「就学督責規則起草心得ノ事」以降、継承されていた。

明治末には聾啞教育関係者間では聾啞教育令の公布が期待されながら、財政負担をめぐって大蔵省と内務省の了承を得られず、それから十数年も要して大正12(1923)年ようやく懸案の「盲学校及聾啞学校令」が公布された。この勅令は、道府県に盲学校・聾啞学校の設置義務と盲・聾分離

を課したが、7年間の猶予期間が設けられたために、一部の県ではさらに延期された。大正末期には、盲学校・聾啞学校未設置県の解消と公立移管が政策目標となっていた。昭和3(1928)年になっても、聾啞学校18(市立3、県立4)校、盲啞学校30(市立1、県立14)校と、財源難のために遅々として事態は改善せず、その展望も暗かった。これが、振興会改組時の聾啞教育の状況だった。そこで文部省関係者が着想したのは、民間資金の調達による聾啞教育振興の抜本策だったと思われる。その切り札は、啞でも話せるようになるという口話法の大きな社会的訴求力であった。口話法によって啞児も聴児の世界に参加できる、あるいは正常児に近づくことができるというテーマは、聾啞教育振興には格好の標語となった。

それなら、口話法の導入はなぜ正規の文教政策として展開しなかったのか。その理由は、口話法という言語指導法の変更という聾啞教育の細部にみえる改善問題のために、新規の文教政策として新たな出費を求めることは政府内部で疑問が生じる可能性があったからであろう。こうして、振興会による口話法運動は、皇室や高位層の助力を獲得し、大財閥等の民間資金によって口話法を普及し、聾啞教育に対する社会的支持を獲得することを目ざし、県立聾啞学校の普及を実現しようと考えたのである。これはまさに実質的な聾啞教育政策の焦点化であり、それゆえに、文部省関係者が振興会の要所を占めたのである。聾啞児の年長時入学と低い就学率が文部省あるいは政府の長年の不作為であることは事実であったから、田所らは遂行可能な現実的方法として、振興会のスキームを着想したといえよう。

しかし、この聾啞児の教育問題は適齢期就学によって容易に解決できる問題でなかったことは、田所美治をはじめ文部省関係者には十分熟知されていたであろう。聾啞児の入学が遅かったのは親の怠慢というよりは、教育後に就労する年齢から逆算した入学時期の調節の結果であった。たとえば聴児と同じ6歳で入学すると、12歳という年齢で義務教育年限が終了するが、就労するには早すぎる。したがって、教育年限の延長と初等部以降の教育課程の設置、就学奨励費制度(昭和2[1927]年度から貧窮盲・聾啞児に支給)をセットで設計する必要があった。そして、中等段階の普通教育・職業教育の場をどこに求めるか⁴、という新しい問題も生じる。結局、口話法の成果を生かして、聾啞児が就労可能な職種が存在することが必要となる。この課題は、聾啞教育関係者の能力と努力を超える部分でもあった。川本宇之介にもその答は持ち合わせていないとみられるが、職業教育への早期年齢での導入は支持していない(川本[1940]p.332)。

②教育審議会による盲・聾啞教育の義務制と初等教育における特殊教育制度創始の提案
聾啞教育関係者が要望する大正12年勅令のつぎの期待は、就学義務制の実施となる。それは盲

啞教育界の悲願であり、その実現には相当な期待があった。振興会活動は、昭和13(1938)年12月の教育審議会答申に盛り込まれた盲・聾啞教育の義務化や国民学校特殊教育制度の創設等の提案と直接間接に関連するようになる。その中心になったのが振興会理事・田所美治であり、教育審議会諮問第一号特別委員長として教育審議会運営をリードした。川本宇之介の大学時代の指導教官だった林博太郎(1874-1968)は、田所とともに教育審議会の「最重要人物」であった(清水ほか[1991.12]p.34)。彼らは盲・聾啞教育の義務制を含む特殊教育の制度化を、侯爵・大久保利武委員(1865-1943)は、中央盲人福祉協会会長として盲・聾啞教育の義務制を詳細に主張している(教育審議会総会議録[1971])。また、徳川義親・振興会長、振興会婦人部幹事の吉岡彌生は、ともに教育審議会委員であった。

盲・聾啞教育の義務化や国民学校特殊教育制度の創設は、そもそも文部省の基本政策構想に含まれていた。諮問の理由を説明した伊東延吉・文部次官(教育審議会幹事長)は、特殊教育について「現時ノ欠点ヲ改メ、足ラザルヲ補ヒ、大ニ之ヲ振作スルノ方策ヲ立テル必要ガアル」ことを要請しているからである。しかも、表3-1で示したように、元次官の田所が提案し、元文部省高官である振興会理事・下村壽一(1884-1965)が臨時委員で整理委員となり、教育審議会発足時には菊池豊三郎(後に次官,1892-1971)は委員、小笠原豊光(課長)は幹事として参加している(文部省教育調査部審議課[1939.9])。こうしてみると、振興会活動は文部省の機能を代理的に補完しながら、文部省には行政上の責任が及ばない仕組みであり、公的資金によらず民間資金で運営する、むしろ積極的に有効な策であったと振興会幹部に理解されていたのではなかろうか。

また、盲・聾啞教育の義務制は、教育(学)界・社会事業界からも理解されていた。たとえば教育改革同志会の同人には教育学者がいたし、教育審議会委員とかなり重複があった(清水ほか[1991.12]p.21)。彼らは明治時代以降の日本の山積した教育課題を認識しており、教育改革同志会の特殊教育に関する提言は群を抜いていた。彼ら同人は、盲啞教育を特殊教育という範疇に含めたうえでその全体の義務制と特殊教育の研究および教員養成機関の設置を提案し、非行児を特殊教育の問題としたのである(教育改革同志会[1937]p.14)。欧米先進国を範としたとみられる。

さて、振興会が政府の行政と重複した活動について、前述した昭和11(1936)年12月の聾教育振興会事業調査委員会報告の政策的意義と関連づけてみてみよう。12人の振興会調査委員会委員の内訳は、文部省関係者が4人、内務省が1人、聾啞学校の校長6人と川本だった(本会事業調査委員会[1936.6])。調査案と事業調査報告草案は川本が作成し、特別委員(3人の在京聾啞学校長、文部

省・岡本、川本)が検討した。報告の提出者と受領者がかなり重複しているうえに、事実上の二重行政になったり、振興会が文部行政の下請けになっている部分がある。また、相談事業すら提案されているが、これは民間団体が広域で実施するには資金も人員も不足し、業務内容は社会事業に属したり、中央および地方の行政横断的なものが多く、実現性に乏しい机上計画の域を出なかったと思われる。

また、聾啞学校関係者の全国組織である日本聾啞教育会も、振興会と類似の請願や活動をしていて活動の重複や競合が起こる可能性があった。各種の資源に欠ける日本の政策の進め方であったともいえるが、口話法運動には専門性に基づく創意・工夫を重視する教育活動と整合しない点が多い。

(2) 財団法人聾啞教育福祉協会への統合と文部省の口話法主導の撤回

1) 聾啞関係組織の統合と機関誌の変更

昭和初期には順調だった口話法の進展に明らか暗雲となったのは組織の変更だった。アメリカとの開戦による戦時体制のもとで、社会全体に整理統合の波が押し寄せていた。その一環として、聾啞教育界でも昭和17(1942)年4月、財団法人聾教育振興会は、日本聾啞教育会、日本聾啞協会、日本聾啞学校長協会とともに、財団法人聾啞教育福祉協会に統合された⁵。文部省構内の事務所は変更がなかった。機関誌は『聾啞の光』に一本化され、教育号が奇数月に福祉号が偶数月にそれぞれ刊行された。教育号は口話支持者が、福祉号は手話容認者が編集した。

表3-4は、財団法人聾啞教育福祉協会の役員一覧である(会長・副会長・常務理事も理事会メンバー)。太字は、文部省関係者を示す。括弧内の役員は昭和17(1942)年7月には掲載がなく、橋本綱太郎(1888-1942)は病没のため、それ以外は転任によるのであろう。統合後の財団法人聾啞教育福祉協会の役員をみれば、財団法人聾口話教育振興会の文部省中心の体制がむしろ強化されていることが分かる。しかし、口話法運動の影響自体についてみれば、低下したであろう。新機関誌『聾啞の光』における口話法情報量は、月刊の『聾口話教育』に比べて年間6回の「教育号」のみになったし、常務理事は川本宇之介から東京聾啞学校長の橋本綱太郎(前文部省宗務局宗務課長)に、編集は川本から東京聾啞学校教員集団に変更されたからである。また、口話法運動のヒロインだった西川濱子は唯口話法から手話法容認へと転向し、「福祉号」に寄稿する。新組織になってから間もなく橋本綱太郎が急逝したために、東京聾啞学校長の後任に川本宇之介が就任したものの、彼の影響力の低下は明白だった。「教育号」の巻頭言こそ川本が執筆しているが、『聾口話教育』時代とは対照的に、執筆の量と回数は激減する。

その結果、「教育号」の内容は良くも悪くも攻撃性が希薄になった。

2) 文部省の口話法主導の撤回と戦前末期における口話法の位置

組織改編に先立って、あろうことか、口話法を主導してきたはずの文部省自身が基本方針を変更していた。口話法運動が盛り上がっていた時期の昭和8(1933)年、鳩山一郎文部大臣(1883-1959)は、全国盲啞学校長会議において、日本人である条件として国語を挙げて「国語ヲ出来ルダケ完全ニ語」るように「口話教育ニ奮闘努力シ研鑽工夫ヲ重ネ、其ノ実績ヲ挙グルニ一層努力セラレント」を望んだ(文部大臣訓示[1933.3])。

ところがわずか5年後の昭和13(1938)年、荒木貞夫文部大臣(1877-1966)は全国盲啞学校長会議の訓示で、「熱心ナル余リ苟モ口話法ニ適セザル者ニモ之ヲ強ヒ為ニ却ツテ教育ノ効果ヲ阻害スルガ如キコトノナイヨウ」求め、口話法指導の行き過ぎを戒めたのである(全国盲啞学校長会議[1938.11])。荒木文部大臣が「行き過ぎ」を指摘した背後には、口話法を基本とする言語指導の現状に対する相当な不満が、聾啞者、教員ならびに保護者に生じていたと推測される。

このような重大な政策変更の責任の所在はどこにあったのか。田所美治の口話法に対する努力が、文部行政の元幹部として聾啞教育の遅れを惹起した責任を補うべく、口話法運動に捧げた善意は疑うことはできない。しかし、言語指導法の在り方について、関係者間で共通理解を得る仕組みが存在しなかった。文部省が口話法のみを最善と判断し、それを強要するのは論外としても、聾啞教育実践界には口話法の長短を判断できるだけの実践的蓄積は乏しかったろうし、耳鼻科医学以外に聾に関する学術はほとんど存在しなかった。

(3) 振興会活動の意義と限界

財団法人聾教育振興会の改組とその運営に貢献した川本宇之介や田所美治の役割は、聾啞児の親の切望から出発するさまざまな次元で構成されていたが、振興会が文部省主導だったことから考えれば、聾啞教育の振興こそ彼らの政策課題であり、その決定的要素が「啞でもものがしゃべれる」ことにあったと思われる。啞が話せること

は、きわめて社会的訴求力がある主題だったからである。

しかも、口話普及に必要な経費は、大財閥等からの寄付を含む民間資金を調達した。戦時体制が強まっていたことは、教育上でも有利だった。聾啞児にとっては国語を学習できることは彼らが国民の一員に加わることであり、聾啞学校教員にとっても、小学校児童に類似した教科教育を行えるという意味で、教育者としての任務を実感できたであろうからである。そして、振興会の官民一体の運動、そして財団法人聾啞教育福祉協会への統合は、大戦遂行のために関連資源を集中させる時代の社会政策の典型となった。

普及会と振興会の活動は、社会に対する大きな訴求力によって口話法を社会に広く認識させた。聾啞児の親の教育への関心を覚醒させ、聾啞教育教員の士気を高め、口話法教育が成功した事例が生まれたことは口話法運動の輝かしい功績である。しかし、実際のところ口話法の有効な範囲について、誤解あるいは錯覚があった。口話法指導が難渋する聾啞児は多数いたし、口話法で好成績を挙げた聾啞児でも、アイデンティティの形成が順調ではない事例が生まれた。聾啞児(者)として聴児(者)と交信できても、その評価はあくまでも「聾」という前提のもとであった。まして口話成績が向上しない聾啞児は、失敗者としての評価を背負って年少時から生きなければならなかった。口話法運動では、口話法指導の失敗を、教員や聾啞児の認識や努力の不足に求める傾向が強かった。しかも口話法運動には構造的問題があった。情報提供者は先進国の口話法情報を最新・最善として縷々紹介するが、口話法が国内の聾啞教育界の教育実践から生み出されたものではなく、新しい外来トピックであり、そのうえ教員は聾啞教育初心者が多かった。加えて、日本の社会構造が中央集権と中央指向であったことが、欧米口話法の輸入と模倣が文部省公認となり、そして流行を進行させた。また、少数意見を評価するという文化は日本では定着せず、聾啞教育の学術研究者は皆無に近く、隣接または基礎分野の研究者も僅少であったことは、口話法に対する異論の形成を妨げた。

表 3-4 財団法人聾啞教育福祉協会の役員一覧(昭和17[1942]年5~7月)

会長	副会長	常務理事	理事				監事
徳川義親	菊池豊三郎	久尾啓一	赤木将為	安藤太郎	岩松五良	伊藤舜一	青木鎌太郎
	篠原英太郎	(橋本綱太郎)	額綱彌三	川本宇之介	下村壽一	妹尾熊男	岡元治
		高橋潔	武部欽一	辻本與次郎	灘尾弘吉	橋村徳一	篠原三千郎
			藤本敏文	三浦浩	横尾義智		鈴木信吉
			(鹽原時三郎)	(中野善教)			湯淺輝夫

出典:『聾啞の光』創刊号(教育号)1942.5,p.65-66;創刊号(福祉号)1942.7,内表紙

4. 財団法人聾教育振興会の口話普及運動と川本宇之介の役割

(1) 常務理事・川本宇之介の口話運動の志向と振興会運動の到達点―運営における野心と背景

1) 川本宇之介の教育学から聾教育への転身

11年にすぎない期間とはいえ、財団法人聾教育振興会が聾啞教育界において一世を風靡するには、川本宇之介というスターを抜きには語れない。川本と彼のアメリカ口話視察の意義については、別に詳細に取り上げているので(中村[2018]; 中村[2021]VII参照)、ここではできるだけ重複を避けて述べる。川本宇之介は「苦学生」(小川[1977]p.159)であったために変則的な過程を経て、東京帝国大学文科大学選科(哲学科教育学専修)を27歳で卒業した後の職歴は、東京市教育課職員と文部省普通学務局第四課嘱託⁶で合わせて7年ほど、教育行政に従事しただけである。大正初期の東京市の教育行政には特殊教育の実体はほとんどなく、文部省では嘱託の所掌担当に盲啞教育が含まれていたにすぎない。また、彼の旺盛な教育学研究には特殊教育はほとんどなく、教育の実践経験も聾啞教育界との関係もなかった。

川本は論著が非常に多く、その範囲も聾啞関係に限定しても、聾啞の教育や心理だけでなく医学・生理学にまで及ぶ。川本の多作は、優れた外国語読解力により関係文献を整理した彼の研究方法と関連する。同時にこの方法は、彼の研究成果の限界でもあった(後述)。

さて、川本は大正11(1922)年10月、盲啞教育研究のために文部省により欧米に派遣されるが、なぜ川本がこの任務を指示されたのかははっきりしない⁷。第1に、川本は、前述したように文部省の障害児就学政策を根本から厳しく批判していたからである(川本[1920.10])。論文自体は、教育の必要度が高い児童を排除する日本の学校教育の弱点を見事に明示し、その解消を提案した内容であった。嘱託であっても省内では歓迎されないであろうこのような論文を公表したのは、変則的なキャリアと法科出身でないことのために、彼には正規の文部官僚として登用される可能性が乏しいことを意識していたのかもしれない。第2に、それまでの彼の研究に盲啞教育はないに等しく、また、間もなく盲学校及聾啞学校令が公布される時期であったから、文部省としては欧米出張によって「もっと研究する必要」(川本[1925]p.1)がある盲啞教育政策上の懸案はなかったと思われる。第3に、滞米中の川本からの寄稿は理科教育が大半で、それ以外は社会教育であり、聾啞教育が2点、盲教育はゼロと、滞米中もそれまでの研究歴を引きずっていたのである。

平田勝政「川本宇之介文献目録」(平田[1990.6b])によれば、大正4(1915)年11月、卒業論文をもとにした『公民教育の理論及実際』を刊行してから約10年間の間に合計11点の著作を公刊

し、同じ時期に200点ほどの論文発表や新聞寄稿があった。訪米前の研究主題はほぼ社会教育であり、ついで補習教育・職業教育と理科教育の論考もあるが、特殊教育に関する論文は、上記の「不就学者絶滅策と其の準備」(川本[1920.10])と「京都市特殊児童調」(川本生[1922.7])紹介・解説2頁だけである。こうして特殊教育は、川本のもとのアイデンティティである教育(学)研究の末端に過ぎなかった。川本が大正13(1924)年7月に欧米視察から帰国してもしばらくは教育学関連の執筆が多く、その重点が変わるのは、昭和6(1931)年1月の財団法人聾教育振興会の発足以後である。教育学の多方面に関心を示してきた川本が、分野外の聾啞教育に関心をもったのはいかなる理由なのだろうか。人道的理由が推測されるが、それは上記不就学児論文で示された社会的・教育的に排除されていた彼の他の関心対象にも適用できるはずで、彼の旺盛なエネルギーが口話法運動に焦点化していく経緯は、過去の教育学研究の流れからは示すことは困難である。

2) 留学によるアメリカ口話法の摂取と研究方法の瑕疵

川本が欧米視察で最も長時間にわたり滞在したのはアメリカであり、滞米中に得た特殊教育最大の収穫は、最新の口話法情報だった。川本の二十数年前に訪米した東京盲啞学校長・小西信八も口話法の情報を得ているが、この2人は2点において異なる。1つは、小西の訪米時は口話法の影響が聾学校から公立学校聾学校に及び始めていた時期であったが、川本の訪米時になると口話法は公立学校でも支配的になっていた。もう1つは、小西が口話法唱導者だけでなく、手話法支持者とも積極的に面会して、言語指導法の実情の把握に努めているのに対して、川本が手話法情報を得たのは、口話法支持者経由であり、アメリカ聾教育界内部からの口話法批判を発信元(たとえば'Silent Worker')まで辿って、直接確認することはなかった。川本において口話法がアメリカの先導的な時流であり、それを最善として先取りし、口話法運動に追随したのは、聾啞教育の経験と知識のない門外漢としての強みではあった。また、これは彼の研究方法と経歴から自然なことであった。川本は、欧米学者の著作を整理・加工するという講壇的学的傾向に支配されていた。その研究方法とは、日本では新規の、欧米で最近有力となってきた教育課題の追求とそれに関連する詳細な最新情報の入手、そして土着化を図りながらの整理・加工であり、採否の基準は欧米における課題の位置に求めた。日本の口話法運動は、川本に典型的なように、理念に焦点化した翻訳的外来情報に依存するという(戦前)教育(学)の典型的な行動様式に基づいていた。

『聾口話教育』では、研究者としての川本は、西川吉之助とともに欧米の最新情報を紹介している。しかし実践経験のない川本の場合、現実と基盤の裏づけを欠いた唱導の傾向が強い。たとえ

ば、職業教育と職場開拓は聾啞学校の一般的な経営方針としては正解であっても、欧米の情報は、就労する産業的基盤が異なる日本には効用が低かったし、日本の実情調査との照合を欠いている(川本[1937.1]参照)。また、欧米の理念はその基盤と実体がない日本では空疎となりがちであり、実践に結びつかないまま、大義名分に終わることになる。初等教育では、すでに幾多の例があった。

3) 財団法人聾教育振興会常務理事への就任

しかし、川本が財団法人聾教育振興会の常務理事に据えられたのは正解だった。その理由は、優れた外国語読解力と整理力に恵まれ、そのうえ雑誌の編集実務に高い能力を培ってきたからである。彼は、東京帝国大学文科大学時代の指導教授だった伯爵・林博太郎が大正7(1918)年初めから主宰した理科教育研究会幹事として、運営と機関誌『理科教育』編集に実力を発揮していたからである(林博太郎, 川本[1965]p.2)。

川本は、本務の東京聾啞学校教員と並行して、振興会の常務理事に就任したことにより、多様な振興会業務に忙殺された。全国での口話法啓蒙の講演や講習会・研究会に駆け回り、口話法普及のための企画の立案・実施を精力的にこなした。各地の聾啞学校の口話法導入を勧奨し、実践を紹介した。なかでも最も多忙を極め、かつ労力を必要としたのが『聾口話教育』編集であった。誌面構成、原稿依頼と整理・校正、投稿の呼びかけ、巻頭言その他の執筆、一時期を除き校正をほとんど一人で切り回したようで、専従者のような働きぶりだった。

『聾口話教育』では、欧米、とくにアメリカ聾教育の紹介記事が目立った。空白ページを作らない編集上の理由とも考えられるが、アメリカの聾教育者や在米日本人からの手紙はさほど専門的な内容がなく、川本の自尊心を満たし自己顕示的でアメリカ礼賛の内容も少なくない。それにしても、対米感情が悪化し(たとえば梧桐[1933.1])、聾啞学校でも「銃後国民」の時局教育が強化されていた(日本聾啞教育会[1939.5]p.11以下)微妙な時期に、アメリカに偏った情報を継続的に誌面に掲載していった。

常務理事としての川本の功績には、口話法運動の支持者を聾啞教育内だけでなく、広く社会に拡大したことがある。ただし、高位層や財閥等については田所美治の所縁によるものであろう。日本ではほとんど前例がない聾啞児の親の発言あるいは親の座談会開催を誌上で紹介したが、これは、西川吉之助が先鞭をつけていた親の活動の密度と体系を強化したといえよう⁸。また川本は、手話法教育の成果に疑問をもち、口話法を試行する各地の聾啞学校教員と一種の共感関係が成立したことは、振興会活動の重要な意義の一つであった。

4) 川本宇之介の口話法運動における功績と大正デモクラットとしての限界

今から40年以上前に、川本宇之介を「大正デモクラシーにおける教育的デモクラットのなかで

ももっともデモクラティックなデモクラットの一人」(小川[1977]p.162)と称揚する評価があった。しかし、「日本的文脈における」という限定句が必要である。その理由の1つは、財団法人聾教育振興会の運動方法がデモクラシーと相反していたことにある。振興会事業の実体は財閥や富裕層に大半の資金を依存しながら、中央集権システムを背景にして文部省の政策を補充した官製運動であったのであり(清野[1997.3]p.70参照)、川本は振興会の理論的指導者で、最高実務者だった。また、川本の権利論は表現こそそれらしい語句が含まれているが、日本社会の桎梏を前提にした、「君恩」とも矛盾しない議論であった。したがって、観念的な思考にならざるをえない(加藤[1972]p.18; 平田[1990.11]参照)。川本は聾啞者の個人的立場以上に社会的利益を追求した。彼が職業教育を重視するのはそのためである。彼が相応の境遇に応じた就労を聾啞者に奨励したことは、彼らの大学進学に積極的でなかったことから推測できる(川本[1940]p.354-355; 同時代の大学進学に関する他の考え方については、中村[2021]VII参照)。

第2の理由は、川本は聾啞者の約2割(川本[1925]p.208)が使用する手話法および手話法支持者に排他的だったことである。川本にとって「口話法教育と公民教育は不可分」であり(平田[1990.11]p.50)、手話法教育では、「人の教育」も「公民の教育」も「完全」に「徹底させることは不可能」であった(平田[1985.7]p.20)。ところが皮肉なことに、手話利用聾啞者は、川本の公民論の基礎資格である職業自立を果たしていたばかりか、結婚をして社会の一員に加わっていた。彼が危惧していた聾啞夫婦からの聾啞児の出生は彼らの6%程度と低かった(東京聾啞学校[1942]p.270)。こうして、口話法のみが完全なる公民の教育に不可欠であり、国語の理解と使用を可能にするとの川本の前提は破綻していた。彼のデモクラシー論は皮相的で観念的であったと評価せざるを得ない。

第3に、川本の社会教育論できわめて重要な要素であった自由意志(宮坂[1968]; 山本[2003]参照)は、手話法を選択する聾啞者と保護者には、事実上、拒否されている。かくして彼の「自由意志」論は偏頗であり、破綻するのである。

それでも、口話法運動を全国に普及させ、口話法の適用範囲を拡大し、その結果、恩恵を受けた聾啞児を出現させた実務は間違いなく川本宇之介に功績がある。口話法運動のなかで、川本が聾啞教育の現場に甚大な影響を与えた理由は、多面的で多面的である。1つは、情報発信が多様だったことである。聾啞教育が拡大していた時期に、川本がさまざまな教育雑誌で当時の教育(学)のトピックを発表していたことは、とくに学校管理者として一般教育界から聾啞教育界に参入した渡邊一郎(後出)のような人々には影響力があった。むしろ、普及会と振興会の機関誌掲載記事はいうまでもない。もう一つは、聾啞教育の著作である。類書がなかったことが川本の著作刊行の動機だっ

たというが(川本[1940]序)、彼の著作は聾啞教育関係者には干天の慈雨であったかもしれない。第2は、振興会活動におけるプログラムの周到さである。研修の強化、研究会の開催、研究の現場委託のように、聾啞教育現場の士気と名誉心を高めながら口話法に方向づけたのであり、普及会と比べて資金が潤沢なことも、多彩なプログラムを支えた。聾啞学校・教員が口話法指導の有効な方法を探求する現場の熱気が全国的な現象として見られたのは前例がなく、後にも類似例は少ない。第3に、彼の振興会活動が、文部省や支配層の権威性を付与されていたことである。中央教育行政が特定の言語指導法あるいは人間像だけを唱導することは、先進国ではあり得なかったであろう。むしろ、多くの先進国でも口話法を優先したが、同時にマイノリティである手話法主義者が教育の場を要求する正当性は否定されることはなかったのである。こうして、事実上、教育行政に責任をもつ文部省が口話法を先導し、手話法を排除するのは日本独特の現象だったと見なすことができる。第4に、口話法教員の養成と実践交流の促進である。聾学校における講習会とともに、川本が責任者だった東京聾啞学校師範部は新しい教員人材を発掘し、有為な教員を選抜した。彼らは、大戦後にかけて聾(啞)教育界の指導者に育っていくが、このなかには女性も含まれていた。さらに振興会は、実践レベルでの交流を大いに促進する活動を実施した。通例の教員交流の場は主に全国大会だけだったが、振興会は教員の実践交流の機会を設

けた。とくに東京3校と横浜1校の実践研究交流は定例化した。

(2) 言語指導正法としての口話法普及政策の意義と反教育的結果の発生

1) 聾啞学校の言語指導法に対する効果

文部省の支援を受けた聾教育振興会の活動は、聾啞学校の言語指導法にどのような影響を与えたであろうか。聾啞教育者の団体だった日本聾啞教育会は、普及会発足後13年、振興会に移行して7年が経過した昭和13(1938)年5月20日現在で、口話法がどの程度、聾啞学校において採用されているかを調査した結果が表4-1である。

新設校の場合は現在のみの数値になるが、「口話・手話」は2つのグループに分かれる。1つの聾啞学校群は、以前(「卒業生」)は「口話・手話」だったが「現在」では口話のみに変更した学校であり(口話・手話→口話)、ついで口話法をすでに以前(「卒業生」)から導入していた「口話・手話」の聾啞学校が引き続き「口話・手話」を採用している学校になる(口話・手話→口話・手話)。後者の学校には、大阪市立聾啞学校や東京聾啞学校を含む。手話使用の聾啞学校は38校から15校に減少し、口話法を使用しない手話法聾啞学校は5校だけとなった。この5校はすべて私立である。しかし昭和13(1938)年以前の時点で、口話法のみで指導していたとの28の聾啞学校の回答は、口話指導の困難と専門教員の不足から、口話法のみでの指導が可能とは思えない。

表4-1 聾啞学校における口話法の採用状況(日本聾啞教育会([1939.5])

卒業生			現在		
口話のみ	手話のみ	口話・手話	口話のみ	手話のみ	口話・手話
28校	7	31	55	5	10

ともかく、前身の普及会結成から数えて10年間で聾啞学校の生徒数は倍増し、口話法を採用する聾啞学校が大半となったことについて、川本宇之介による評価はこの上なく高い。口話法指導の「進歩とその成績の顕著とは---真に驚異に値する」。この聾教育の量と質の躍進は、国内の全学校制度に例を見ない「偉観」であり、世界の聾教育史においても「誇り得るものがある」として「喜悅」し、「法悦」に至る(川本生[1935.9] p.1)。

大正末期以降に既設聾啞学校のなかから、聾口話普及会および聾教育振興会の運動に呼応して、率先して手話法から口話法に転換する教員が生まれた。とくに初期に口話法に参入した関係者の多くが士気と能力が高かったこと、そして、彼らもまた、聾啞教育の門外漢ないし初心者であったことは興味深い。そして、一部の聾啞学校の動きは聾啞教育界全体に及ぶことになる。そのきっかけを提供した口話法運動の主導者3人はそれぞれの特長があったが、とくに振興会時代になって川本

宇之介の影響力は大きかったようである。口話法運動が既設聾啞学校にも大きな影響を与えている例を、福岡県福岡聾学校(佐々木・中村[2004.3])でみてみよう。

福岡盲啞学校は大正13(1924)年度に福岡県立盲啞学校となり、翌14(1925)年度から福岡県福岡盲啞学校と改称し、昭和6(1931)年度には福岡県福岡聾学校として分離した。口話法に転換した時期の校長は県立南吉富実業女学校長から抜擢された若年の渡邊一郎(1882-?)で、大正13(1924)年末に着任した。かねて転任前から教育雑誌上で教育学者・川本宇之介に私淑していた渡邊は、川本の口話法提唱に感銘して、次年度までの3ヶ月という短期間で言語指導法の根本的な転換を企画し、東京聾啞学校師範部甲種の1年課程卒業予定の、川本の指導を受けた教員を確保した。この教員が小河重右衛門(1898-?)である。小河はすでに内約されていた着任先を渡邊校長の要請を受けた川本が調整をして、福岡聾学校に着任させた(福岡県福岡聾学校[1960]p.37以降)。まもなく、福

岡聾学校は20代後半に入ったばかりの小河を中心に、口話法拠点校の1つとなる。

渡邊一郎校長の口話法普及活動で優れていたのは、口話法の知識と技術の獲得、他校の教員との交流のために、遠隔地での専門研修の機会を口話法担当教員に積極的に確保したことである。彼は口話法への転換を進めるために、大正14(1925)年度新入生から口話教育を開始し、口話法専門教員を任用した。その結果、昭和8(1933)年度には全学級が口話学級となった。教員7人のうち4人は聾者だったが、彼らは口話指導ができないために、自発的な退職という形で失職した。これは、手話法から口話法への転換に付随して聾啞学校で生じた出来事である。

日本の寄宿制聾啞学校は、大阪市立聾啞学校や函館盲啞院等⁹を除いて、形式上は口話法に転向していったのである。当時の教員養成は口話法だけに基づいていた。官立東京聾啞学校師範部は川本宇之介が掌握し、教員養成講習会は、口話法を信奉していた愛知県聾学校および大阪聾口話学校等で文部省後援として口話法を銘打って開催されていた。しかし大半の盲啞学校には、口話法か手話法かを一人ひとりの聾啞児ごとに選択する力量のある教員がどの程度存在したのかは疑わしい。

2) 口話法運動の特徴と手話法の評価 および手話論者の反論

日本で聾啞学校が少なかったために、就学者が増加しなかった。そのため、聾啞教育界の課題は年齢を問わず聾啞児の就学促進にあったことを意味し、教育適齢期の聾児の就学促進は、次段階の課題となる。そして聾啞学校が少なく、したがって教員も少ないという現状は、聾啞教育界が教員の貴重な実践経験を蓄積し、それを継承できるような環境に乏しいことをも意味する。全国大会のような交流の機会を享受できる教員は極限されており、他に研修の機会はなかったから、愛知県聾学校等で継続的に開催された口話法講習会に参加する機会があった教員には歓迎され、有意義な研修になったであろう。ただし、口話法という新しいトピックは交流の仕方を規定する。自己の指導経験を相互に交差させるのではなく、口話法について指導者が初心者に指導する形式となった。

口話法運動の先進地となったアメリカでは、手話法体制下では新興の活動であった口話法運動に対して敵対的態度が示されたが、口話法運動もまた、一定の社会的認知を獲得すると、手話法に対する排除は組織的となり、公正でもなく、科学的に装飾された主張さえ生まれた。日本でもまったく同じで、口話法支持者はこのほか手話法には敵対的だった。とくに川本宇之介に顕著で(清野[1997.3]参照)、川本の口話法擁護活動は、華族・教育行政・財界といった支配層の権威の裏づけを得て、聾啞教育界では口話法の成果を吟味するより以前に、口話法に追随するよう方向づけられていた。

口話法唱導者あるいは支持者は、最も優秀な教

育例によって口話法の正当性について賞賛し、手話法については不出来な事例を挙げて手話法の劣等性を例証した。この典型は川本宇之介にも適用できる。彼は具体的な事例を挙げて、手話法では「十分教育を受けなかった者」、口話法では「七、八年程口話法によって教へられた」生徒の文章を比較する(川本[1940]p.494,496)。また、聾児同士が口話によって座談会で会話をした事例を挙げて、口話法運動の高い成果を誇るまでに至る(聾教育振興会主催西部共同研究会[1939.6])。結論として、8割の聾啞生徒に口話法が好適であるとする(川本[1925]p.208)。

その反面、手話法については「幼稚な身振語」というのが川本の評価であり、彼によれば最適な言語教育の方法は、発話と構音の口話法であって、日本の聾啞教育も、口話法のみを利用している欧米等の聾学校に倣って、口話法によって根本的に改造する必要があるとする(川本[1925.2] p.19, 20)。また、彼は「手話法や指話法や混用法等」は「時代錯誤の傾向」の教育法であるとし(聾口話教育編輯掛[1931.4]p.42)、手話法は、伝達する内容が粗雑であり、動作が奇妙であると評価した。また、社会的寄食者としての聾啞者は手話法使用と関連づけている(巻頭言[1939.3])。川本は、昭和12(1937)年に訪日したヘレン・ケラーについて最も多数の紹介記事を書いた一人であるが、口話を使用する点だけ取り上げて、本人が認めているように彼女の常用するコミュニケーション方法が指文字だったことには詳しくは触れていない。なお、手話法使用者から提示された口話法に対する疑問や問題点は、清野茂や池田法子が整理している(清野[1997.3]; 池田[2017.3]p.383以下)。

大阪市立聾啞学校教諭・大曾根源助は、日本口話法運動の最大の理論的・実践的根拠である川本のアメリカ口話法情報に疑問をもったことから、自ら多数のアメリカ聾学校を視察し、多様な言語指導法の実態を把握した(大曾根[1930.7]; 斎藤[1987.11])。その結果は、川本情報とは異なり、アメリカでは純口話法の聾学校は例外であり、ほとんどの聾学校では手話法は他の方法と組み合わせられており、言語指導の方法はそれぞれの聾学校により独自に多様工夫されていた。しかし、大曾根の穏健なアメリカの聾者の言語指導法情報は口話法運動の喧噪に打ち消され、国内の聾啞教育界にはほとんど影響を与えなかったように思われる。

有能な聾啞者の存在は手話法に対する否定的評価と矛盾するはずであり、手話法に対する評価の裏づけとなるはずだった。しかし、川本はそれを無視する(巻頭言[1939.3])。振興会運動隆盛の時期にも、手話法支持者には有能な聴者も聾啞者もいたし、聾啞者中心の日本聾啞協会および機関誌『聾啞界』もあった。大阪市立聾啞学校長の高橋潔(1890-1958)、大曾根源助、藤井東(洋男 1903-1953)等の聴者や、藤本敏文(1893-1976)等の聾啞者の手話主義者にも優れた実践家と研究者がい

た。昭和7(1932)年には大阪市立聾啞学校が聾啞児の口話学習の進度や残聴力等によって言語指導法を選択する「ORA システム」を開発していた。

3) 口話法に適しない聾啞児の指導問題

口話法指導対象としての適・不適の聾啞児に対する教育的措置も、言語指導法によってそれぞれ異なる。手話主義者は、口話法に適した聴覚障害児の存在を積極的に認めて、躊躇なく口話法指導を適用した。これに対して、口話法論者は、概して口話法不適者に冷淡で、その教育に関心を示さず、教育上放置するのも口話法運動に特徴的である。口話主義者が一部の聾啞者に手話法を認めた場合でも、手話法には価値の低さを含意してのことであった。以上の対応や態度は、アメリカでも同じように観察された。

口話指導をある程度の期間試行すれば、口話が巧みな聾児が出現するが、教員と生徒本人の懸命な努力をもってしても口話が向上しない聾啞児が存在したはずである。さすがに、官立東京聾啞学校では日本の聾啞教育センターとしての矜持が、これらの生徒を放置しなかったようである。大正15(1926)年度入学生全員を「純口話式」によって指導し、いったんは学校全体を口話法に切り替えたものの、昭和6(1931)年4月、初等部に「手話学級」を1学級設置し、個人差が大きかったために昭和8(1933)年には2学級となった。しかし注目すべきは、効果が上がらない生徒に口話指導を進めることは彼らを苦しめるだけであることに加え、口話法指導が筆談の基礎になっているとの認識である。すなわち、「手話学級」の生徒は最終的には発語力が低調であっても、口話指導によって読みの力が育成され、手話法のみで生徒よりも書く文章には誤りが少なかったという(東京聾啞学校[1935]p.402-403)。それでも本校では定員内の聾啞者教員は削減され(後述)、手話指導は非常勤教員が担当したとみられる。

しかし振興会ですら、かなり早い時期に口話法不適聾啞児の問題を放置できなくなっていたようである。振興会内に設置された事業調査委員会は、昭和11(1936)年12月の報告書で、口話教育の「量及ビ質ニ於テ甚ダ遺憾ナル状態ニアリ」と述べている(事業調査委員会[1936.12]p.51)。口話法不適聾啞児の扱いという重大な問題が内包されていたことは、聾啞学校内では周知の事実であったと推測される。口話法を信奉してきた福岡の渡邊一郎校長ですら、15年間の「孜孜として励んで」きた口話法教育の総括には明るさがない。

「完成の域に達するのは前途遼遠である。今日では自由に人と話合ふ事の出来る生徒は遺憾ながら少い」(福岡県福岡聾学校[1940]p.178)。

聾啞学校で中等部普通科進学者が増加しなかったことは、口話法の成果は振興会が期待するほどまでには達しなかったことを示唆する。教育期間の長期化が進行するのは、卒業後の進路が改善さ

れる展望が期待できるからである。それゆえ、中等部進学者が増加しなかったことは、口話法の習得に伴って新しい進路が開拓されず、相変わらず第一次産業が中心であったことを意味し、間接的には卒業生の口話力が新しい進路に必要な程度に備わっていなかったことを推測させる。

口話法評価のなかで最も重要なのは、聾啞教育界内部におけるそれである。口話法は手話法支持あるいは容認する人々以外からは無謬性が疑われなかったが、ようやく戦前末期になって、当初は口話法に賛意を示してきた聾啞教育の現場から、口話法の有効範囲と手話法の位置づけについて問題提起があった。この時期になるまでは、文部省公認の口話法に対する慎重論・反対論は封殺されていたのである。この時期に主張されたいわば口話法限界論には、学校現場で言語指導に苦勞している多くの聾啞学校長の同意が反映していた。岡山県教育界の有力者であった岡山盲啞学校長・妹尾熊男の口話万能論の否定は、口話法唱導者との間で激論となった(妹尾[1942.7,1942.9];清水[1942.9];萩原[1943.2])。妹尾は、口話法運動が始まった昭和初期から同校の校長を務めており、新発足の聾啞教育福祉協会の理事でもあった。聾啞教育の全体的構造を重視する東京聾啞学校長で聾啞教育福祉協会常務理事の橋本綱太郎からは、口話指導一色の聾啞教育によって他の教科教育や日常のしつけ指導が等閑視される弊害を生んでいるとの指摘があった(橋本生[1939.5])。

こうしてみると、聾教育振興会は口話法の成果と限界について、聾啞教育福祉協会発足以前に、口話法についてある程度の方向性を自主的に確認すべきであった。妹尾熊男の問題提起は、口話法が有効な一定の範囲を確立するにはむしろ有益になり得たはずであり、橋本綱太郎校長が、口話中心教育だけでは言語指導以外の全体的な聾啞教育計画が十分でないとの指摘も、聾啞教育には重要な課題であったはずである。加えて、口話法教育をうけて卒業し、聾啞学校という口話法指導空間では口話が巧みであると評価された優秀な職工であっても、聴者社会では意思疎通が十分にできず孤立している卒業生に対する援助も、口話法運動にとっては優先度の高い課題であったはずである(聾教育振興会主催西部共同研究会[1939.6]p.36)。この社会人は通常の実業学校への進学を果たせず、優秀であっても社内で昇進できなかった口話聾者であった(田[1939.11])。なお、彼が口話法を選択したのは、母親の懇望に応えるためだった。

しかし日本の口話法運動は、聾啞教育界内部からの疑問や卒業生の悩みに積極的に応えたり、実践上の限界に率先して対処することはなく、口話法指導に不都合な問題を矮小化し、あるいは形式的・硬直的に対応する傾向があった。口話法は事実上社会構造と一体なって公認された方法であり、戦前日本の聾啞学校において表面上はほぼ口話法一色に見えたから、公的な会議の場で口話法を批判したり、口話法以外の方法との併用を提案

することはほとんど不可能だった(清野[1997.3] p.70 参照)。しかし、日本口話法運動のモデルであったアメリカでも、日本と同じ状況だったとみなすのは速断である。口話法が多数派であるという点では日本と同じであるが、アメリカの寄宿制聾学校において手話使用聾者が放置されたり、無視されたりすることはなかったし、全国の聾教育者会議において読唇と発話の指導が無意味な聾児がいるとの主張が、少数意見であっても孤立したわけではない(Brill[1986]p.102)。

こうして大戦末の日本では、一部の聾教育実践者の間で、ある程度共有されていた口話法限界論は、その時点で解決あるいは改善すべき問題としては浮上しなかった。その理由は、大戦末の混乱により着手されなかったという解釈も可能であるが、聾教育界が実践的結果に基づいて議論するだけの熟成に達していなかったこと、口話法運動が未解決の問題に対して果たすべき責任を遂行しなかった結果によるのではなからうか。しかし、口話教育に対するさまざまな懐疑は日本の敗戦によってリセットされ、GHQの統治下で再度、口話法主導體制に復する。昭和戦前期には少壮の東京聾学校教員として口話法運動に列していた萩原浅五郎(1908-1968)らの世代は、戦後聾教育界では口話法支持の指導者として改めて登場するのである。川本宇之介は、昭和28(1953)年3月、口話法運動の功績が大いに讃えられて退官し(川本先生の退官[1953.6])、30(1955)年には川本口話賞会が結成されるが、これが日本口話法運動のピークであり、終末の始まりだった。川本口話賞会は平成11(1999)年8月21日に解散した(荒川[1999.10])。なお川本は、口話法の主導だけでなく、昭和23(1948)年、聾学校教員組合の支援を受けて学校教育法特殊教育の法制度の創設という歴史的大事業に関与する。しかしこの特殊教育法制度の原基は彼の独創ではなく、昭和13(1938)年教育審議会答申および昭和16(1941)年国民学校令に発する。

4) 聾者教員の排除

口話法運動は、聴者と同じ言語によって聾者

の社会的交流が可能となることを標榜し、聴者の社会的役割を補完することを聾教育の社会的意義とした。口話法は聴者に対する、聴者を意識した聴者の側から評価したコミュニケーション方法であり、それが聾者自身の利益にもなるのであった。それゆえ振興会運動は、聾生生徒同士の交流が口話法を習得するうえで妨げとなると考えたし、従来の聾教育における重要な構成員だった聾者教員は、口話法の指導ができないために排除することになる。それでは、口話法運動の展開において、聾者教員はどのような位置にあったのだろうか。表4-2は、日本聾教育のナショナル・センターであった官立東京聾学校の聾者教員数の文部省年報による推移を示した。聾者教員はそれぞれの職位の内数である。手話法時代には教員定員の一部は聾者教員が、また、とくに嘱託または雇の教員では大半が占めていたが、昭和10年代半ばには聾者教員は三浦浩(1886-1962)1名のみとなり、17(1942)年度でゼロとなる。奇しくも同年10月、川本宇之介は橋本綱太郎校長の急逝によって後任となった。三浦は昭和14年度では助教諭、16年度では教諭となり、定年間際の名誉昇任だったと推測される(東京聾学校[1940,1942])。それ以降は、三浦は授業嘱託あるいは非常勤講師として、昭和30(1955)年まで勤務した。三浦は、東京盲聾学校聾生部尋常科から教員練習科までを了えた、日本では最高の聾教育をうけた聾者エリートであり、聾当事者運動の創始者の一人でもあった(佐々木・岡[2006.2]参照)。

つぎに表4-3は、昭和戦前期の全国の聾学校に勤務した聾者教員数の推移を示した(文部大臣官房文書課[1931,1936,1939];文部省[1979])。聾学校には有資格の聾者教員がかなりいたが、彼らは確実に減少している。それにもかかわらず聾者教員が消滅しないのは、手話法を重視する聾学校が残存していたほかに、指導上、彼らの寄与が不可欠な部分があり、さらには口話法が万能ではないことが間もなく分かるからであろう。

表4-2 東京聾学校の聾者教員数の推移(1923-1939)

年	教諭	聾者	助教諭	聾者	訓導	聾者	嘱託及雇	聾者	聾者教員数	
大正12	1923	2人	0	0	0	8	2	9	8	10
昭和3	1928	7	0	5	1	9	1	13	6	8
昭和8	1933	11	0	8	1	8	1	12	4	6
昭和13	1938	14	0	8	1	13	0	10	2	3
昭和14	1939	17	1	5	0	13	0	10	2	3

表4-3 昭和戦前期の全国の聾学校の聾者教員数の推移(1927-1941)

年度	2(1927)	5(1930)	10(1935)	16(1941)
聾者教員総数	40人	29	27	26
公立/有資格	16/3	13/3	13/1	11/1
私立/有資格	10/1	5/0	6/0	4/0
公立/無資格	3/0	5/0	2/0	2/1
私立/無資格	6/1	3/0	3/2	4/3

5. むすび

口話法が文部省の事実上の政策であったのは、振興会が改組された昭和6(1931)年から荒木文部大臣の口話法相対化発言の13(1938)年までの短い期間だった。しかし、振興会の前身の普及会は約4年間と短命だったにもかかわらず、口話法聾学校在10校新設されたことから理解できるように、啞の子もものがいえることの社会的反響は強力であった。また口話法は、戦時末において聾啞教育界内部から疑問や問題が提起されても、聾啞児の言語指導法の正法の位置を失うことがなかった。そのうえ敗戦後も口話法の位置は堅固であったことは、昭和45(1970)年に栃木県立聾学校が発表した「同時法」に対する口話法支持者の拒否反応から明白である(上野・野呂・清野[2002] p.53)。こうして、昭和40年代半ばに至っても、日本の聾啞教育界は口話法の実践上の評価について自己検証ができず、口話法の相対化に失敗したのであ

る。であるとすれば、この問題の解決過程は川本宇之介個人や熱心な口話法支持者だけの責任であるとはいえず、聾(啞)教育界にも問題が確実に内在していたといわざるを得ない。さらに問題が深刻なのは、口話法に代わる戦後の言語指導法もまた、外国からの諸提案に依存したことである。その原因は、さまざまな要素を列挙できるであろうが、戦前のアカデミアには欠けていた基礎および隣接諸科学の弱さがあったのは確かであろう。リベラル・アーツに類する学術的教養の欠如が、聾啞児の「言語」理解を浅薄かつ偏頗にしたことは確かである¹⁰。そして、そのような学術的基盤に依拠する教師教育と実践的熟成もまた、戦前においては欠けていたのであり、聴覚障害教育の政策および社会の支持も、それを支える資源と社会的思潮も、アメリカの最新情報によって改善・解決できる問題ではなかったことも、戦前の口話法運動および川本にみるごとく確かである。

註

1. 昭和11(1936)年夏に訪日し、東京市内の官立聾啞学校および市立聾学校を視察したイリノイ州立聾学校教員養成担当教員のアメリカ・デーモット(Amelia DeMotte)は、西川吉之助の英語力について会話するのが楽しくなるほど上手だと評している。東京の2校を案内した川本宇之介の英会話力については述べていない(DeMotte[1936.4]p.243;川本[1935.8]参照)。なお、西川の英語読解力が高かったことは、『口話式聾教育』で欧米諸国の最新の聾啞教育情報を開陳していることから疑問の余地はない。
2. 西川の実業家としての実像ははっきりせず、八幡銀行の創設や地元での経済活動は義父の貞二郎が仕切っていたという(山田ほか[1995]p.48)。しかし、普及会の活動資金は西川から出ていることは間違いない。
3. むろん、川本には乳幼児の言語発達に関する教科書的な知識はあるが(川本[1925]p.172以下)、西川のような発達心理学的な観点が無い。知識を現実化する実践経験がないためであろう。西川のような発想は、スイスの発達心理学者、ジャン・ピアジェ(Jean Piaget 1896-1980)の著作を読んだ結果生まれたようである。フランス語版 *Le Langage et la pensée chez l'enfant* は1923年、英訳版 *The Language and Thought of the Child* の刊行は1926年であり、西川の驚くべき関心と時期の早さである。
4. アメリカ口話法運動では、公立学校の中等教育段階における普通教育と職業教育の提供は、聾児専用の学校ではなく、通常の中等学校または職業教育学校を想定していた。聾者と聴者の学校を分ける別学体系を採用する日本の口話法教育の場合は小学校ではなく聾啞学校であり、小学校には聾啞学級は皆無で、難聴学級もほとんどなかった。聾啞学校から一般の職業教育学校への入学を望んだ聾啞者がいても実現しなかった(田[1939.11]参照)。
5. 昭和45(1970)に財団法人聴覚障害者教育福祉協会として再興、平成23(2011)年、公益財団法人に改組される。
6. 普通学務局第四課「調査係長」とする文献もあるが(山本[1961];宮坂[1968]p.339)、文部省職員録では確認

できない。川本は常勤の定員内職員ではなかったであろう。

7. 川本自身の説明では、大正12年盲学校及聾啞学校令の原案・予算等の成案がほぼ完了し、大蔵省等への説明材料も整ったが、「更に詳細に考案すればする程わからないところが多く、もっと研究する必要に迫られたのであった。そこで私は、出張を命ぜられたのであると思っている」(川本[1925]p.1。傍点は引用者)。「わからないところが多く、明示的であるはずの出張業務について「のであると思っている」とは、意味不明な文章である。アメリカでの実際の視察では盲啞教育以外にも多かった。2年9ヶ月におよぶ外国出張をなぜ囑託の川本が命じられたのか、疑問が残る。川本の著作目録(平田[1990.6b])をみれば、彼のエネルギーが特殊教育に焦点を合わせるまでには、いくぶん時間を要している。
8. 振興会が強調する学校と家庭の緊密な一体性の典型的な事例であるが、東京市立聾学校では保護者の付き添いを必須事項として親に要望した。この場合、付き添いとは登下校の同行だけではなく、教室で口話法指導を観察して家庭でも同じ指導を実施するためであり、あまつさえ児童が病欠等の場合でも、指導の漏れがないように保護者は登校を求められたほどである(東京市立聾学校[1934.4]p.42)。
9. 日本聾啞教育会の昭和13年度調査のうち、手話法だけを採用している聾啞学校は、函館盲啞院、巢鴨聾啞学園、浜松聾啞学校、私立豊橋盲啞学校、私立佐世保盲啞学校、州立台南盲啞学校だけであり、一部の生徒に手話法を指導している学校は宮城県立盲啞学校ほか8校あった。手話生徒は542人、口話生徒は6,238人だった(日本聾啞教育会[1939]p.1-10)。ただし、口話法採用との回答が成功の程度を示すものではないことは、全聾啞生徒の多数の存在と口話法指導能力のある教員の不足から明白である。
10. 日本の口話法運動の3人の主導者がいずれも標準的な高等学校教育を修了しておらず、バイパスまたは準高等教育あるいは中等教育の修了者であったことは興味深い。橋村徳一は愛知県第一師範学校を23歳で卒業したが、高等小学校卒業後に代用教員や准

訓導試験を経ての19歳での師範学校入学だった(橋村[1965])。振興会で最も主導的な役割を期待された川本宇之介は、東京帝国大学文科大学教育学科選科入学(24歳)までは、兵庫県武庫郡精道村尋常小学校高等科入学(明治32[1899]年4月)から兵庫県立伊丹中学校卒業(藤川[2008.2])、その後は東洋大学予科に入学したものの1年で退学した(山本[1961])。入学資格は東洋大学の学内措置で取得したものと思われ、選科入学は定員不充足によって可能になったのであろう。3人のなかで西川吉之助は最も学歴が乏しく、小学校以降は東京市の私立商業素修学校卒業のみであ

る(高山[1982]p.18)。彼は、人格だけでなく教養においても3人のなかで最もバランスがとれた人物であったように思われ、語学にも秀でていることは、自己教育の顕著な結果であろう。ジャン・ピアジェの著作に触発されるといような西川の着眼力は、川本にも橋村にもなかった特長であった。このような着想には、学歴の内容を問わずリベラル・アーツ的な教養が間違いなく必要である。

謝辞：川本宇之介の略歴について、国立教育政策研究所教育図書館参考調査のご教示をうけた。

文献

【邦語】

1. *は、国立国会図書館デジタルコレクションを示す
2. 『口話式聾教育』は、日本図書センター(1999)復刻版によった

愛知県聾学校(1940)『愛知県聾学校二十五年史』愛知県聾学校。
荒川勇(1999.10)川本先生退職記念口話賞会の解散について『聴覚障害』584, p.48.
池田法子(2017)1920-30年代の聾啞者にみる「公民」概念の受容と抵抗—『聾啞界』の手話をめぐる議論を中心に『京都大学大学院教育学研究科紀要』63, p.379-391.
上野益雄(1999)『口話式聾教育』復刻に当たって『口話式聾教育 第1巻』日本図書センター, p.1-3.
上野益雄・野呂一・清野茂(2002)大阪市立聾啞学校教師たちの手話についての考え方『つくば国際大学研究紀要』8, p.53-74.
大曾根源助(1930.7)米国に於ける聾啞教育『聾教育』2, p.11-22.
小川利夫編(1977)『現代社会教育の理論』亜紀書房。
奥村典子(2017.3)日本聾口話普及会による口話法の普及過程とその意味『研究紀要 聖徳大学 28/ 聖徳大学短期大学部 50』p.29-36.
加藤亨(1928)『創立より新校舎竣工に至るまで(并に聾教育研究会講演集)』大阪聾口話学校。
加藤康昭(1972)『盲教育史研究序説』東峰書房。
川本生(1922.7)京都市特殊児童調(大正11年3月31日現在)『社会と教化』2(7), p.82-83.*
川本生(1935.9)巻頭言 十年間に於ける進歩を回想す『聾口話教育』11(9), p.1.
川本宇之介(1920.10)不就学者絶滅策と其の準備『帝國教育』459, p.32-45.
川本宇之介(1925)『聾教育概説』中文館書店。
川本宇之介(1925.2)聾並に盲教育の発展に就いて『備作教育』219, p.17-20.
川本宇之介(1935.8)モート女史を案内す『聾口話教育』11(8), p.54-58.
川本宇之介(1936.8)巻頭言 貴婦人淑女の奮起を望む『聾口話教育』12(8), p.1.
川本宇之介(1937.1)欧米諸国聾学校に於ける職業教育及び指導施設の一斑『聾口話教育』13(1), p.4-18.
川本宇之介(1940)『聾教育学精説』信楽会。
川本宇之介(1940.7-8)財団法人聾教育振興会小史(一〜二)『聾口話教育』16(7), p.3-52; 16(8), p.22-48.
川本宇之介(1965)『人間の教師』川本美恵。
川本先生の退官をおしみその功績をたたえる(1953.6)『特殊教育』33, 口絵。

巻頭言(1930.12)国産聾教育『口話式聾教育』6(13), p.1.
巻頭言(1939.3)聾者を社会的寄食者視する勿れ『聾口話教育』15(3), p.1.
教育改革同志会(1937)『教育制度改革案 昭和十二年六月』教育改革同志会.*
教育審議会総会会議録(1971)『近代日本教育資料叢書史料篇3』宣文堂書店出版部。
『口話式聾教育 臨時増刊号』(1930.9), 6(9).
梧桐(1933.1)反射鏡『教育研究』397, p.138
財団法人聾教育振興会設立(1931.2)『口話式聾教育』7(2), p.57-58.
財団法人聾教育振興会婦人部(1936.10)婦人部規約及び幹事『聾口話教育』12(10), p.59-60.
財団法人聾教育振興会婦人部趣意書(1936.8)『聾口話教育』12(8), p.53-56.
財団法人聾教育振興会編輯係(1931.5)発会式概況『聾口話教育』7(5), p.6-12.
斎藤富義(1987.11)大曾根源助先生と指文字『大阪養護教育史』6, p.38-41.
坂井美恵子(2015.3)聴覚障害教育史研究について『ろう教育科学』56(3・4), p.117-133.
坂井美恵子・村岡輝雄・伊福部達(2016)教員練習科の設置から盲学校聾啞学校の分離令まで—「大阪聾口話学校創立一カ年口話成績」の復刻について『ろう教育科学』52(2), p.45-70.
佐々木順二・岡典子(2006.2)大正期の聾啞者による東京楽善会合資会社設立の経緯と理念—その事業の性格と聾啞者教師・三浦浩の自立像—『東京学芸大学紀要総合教育科学系』57, p.291-301.
佐々木順二・中村満紀男(2004.3)聾啞学校における専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離—大正期から昭和戦前期の福岡盲啞学校を事例として—『心身障害学研究』28, p.81-97.
事業調査委員会調査報告書(1936.12)『聾口話教育』12(12), p.47-52.
清水清幸(1942.9)口話は恒に正道に在り—一身振手真似奨励説の妹尾先生へ『聾啞の光』1(9), p.45-51.*
清水康幸・前田一男・水野真知子・米田俊彦(1991.12)資料教育審議会(総説)『野間教育研究所紀要』34.
清野茂(1997.3)昭和初期手話—口話論争に関する研究『市立名寄短期大学紀要』29, p.57-80.

- 妹尾熊男 (1942.7, 1942.9) 皇民鍊成に関して (1~2) 『聾啞の光』1(3), p.2-14;1(5), p.8-15.*
- 全国盲啞学校長会議ニ於ケル文部大臣訓示要項 (1938.11) 『聾口話教育』14(11), p.2-3.
- 田頭昂大 (2019.3) 西川吉之助と滋賀県立聾話学校の設立経過に関する研究 大正期から昭和初期を中心に 『滋賀大学大学院教育学研究科論文集』22, p.35-43.
- 高山弘房 (1982) 『口話教育の父 西川吉之助伝』湘南出版社.
- 武部欽一氏本会副会長就任を快諾せらる (1929.3) 『口話式聾教育』5(3), p.45.
- 立入哉 (1999) 口話教育の父・西川吉之助と三女濱子 『口話式聾教育 第1巻』日本図書センター, p.4-8.
- 立入哉 (2020.5) 西川吉之助 『滋賀近江八幡水都八都』28 (近江八幡観光物産協会)
<https://www.biwako-visitors.jp/uploads/doc/pamphlet/49e6b5b68651535519b448db79747434.pdf>
- 田淳夫 (1939.11) 小さき者の悩み (続) —選業の煉獄を経て入社するまでの聾青年の手記— 『聾口話教育』15(11), p.21-27.
- 東京盲学校 (1925-1934) 『東京盲学校一覽』東京盲学校.*
- 東京聾啞学校 (1931,1940,1942) 『東京聾啞学校一覽』東京聾啞学校.*
- 東京聾啞学校 (1935) 『六十年史』東京聾啞学校.
- 中村満紀男編 (2018,2019) 『日本障害児教育史 戦前編』『日本障害児教育史 戦後編』明石書店.
- 中村満紀男 (2021) 『障害児教育のアメリカ史と日米関係史—後進国から世界最先端への飛翔と失速—』明石書店.
- 西川吉之助 (1926.12a) 巻頭言[幼児言語獲得過程を研究せよ] 『口話式聾教育』2(12), p.1.
- 西川吉之助 (1926.12b) 幼聾児募集 『口話式聾教育』2(12), p.23-24.
- 西川吉之助 (1927.7) 巻頭言 巡回教師 『口話式聾教育』3(7), p.1.
- 西川吉之助 (1928.8) 徳川義親侯本会頭就任を諾せらる 『口話式聾教育』4(8), p.15.
- に、よ (西川吉之助) (1925.10) 巻頭言 『口話式聾教育』1(3), p.1.
- に、よ (西川吉之助) (1926.7) 巻頭言 『口話式聾教育』2(7), p.1.
- 日本聾啞教育会 (1939.5) 『昭和一三年度全国聾啞学校諸調査』日本聾啞教育会.*
- 萩原浅五郎 (1943.2) 手話再燃論を絶つ—(妹尾説への反駁) 『聾啞の光』1(9), p.37-44.*
- 橋村徳一編 (1965) 『人の話を目にて知る 自伝抄』橋村寿山堂.
- 橋本生 (1939.5) 巻頭言 『聾啞教育』51, p.1.
- 平田勝政 (1985.7) 大正デモクラシー期における川本宇之介の公民教育論と特殊教育 『教育科学研究』4, p.13-22.
- 平田勝政 (1990.6a) 昭和戦前期における川本宇之介の公民教育論と特殊教育 『長崎大学教育学部教育科学研究報告』39, p.67-82.
- 平田勝政 (1990.6b) 川本宇之介文献目録 『長崎大学教育学部教育科学研究報告』39, p.83-106.
- 平田勝政 (1990.11) 川本宇之介の「デモクラシー」論と障害児教育 『障害者問題研究』63, p.45-62.
- 福岡県福岡聾学校 (1940) 『福岡聾学校三十年史』福岡県福岡聾学校.
- 藤川華子 (2008.2) 川本宇之介の教育構想—「盲学校及聾啞学校令」起草時を中心に— 『大学院研究年報』37, p.65-78.
- 藤川華子 (2011.12) 名古屋市立盲啞学校における口話教育実践の歴史とその歴史的意義 『ろう教育科学』53(3), p.129-144.
- 藤川華子・高橋智 (2005.3) 1920年代における川本宇之介の聾教育システム構想と官立東京聾啞学校改革 『東京学芸大学1部門』56, p.201-216.
- 普通会員 (1933.4) 『聾口話教育』9(4), p.32.
- 本会教務部 (1931.4) 財団法人聾教育振興会沿革概記 『聾口話教育』7(4), p.7-16.
- 本会事業調査委員会の設置 (1936.6) 『聾口話教育』12(6), p.21.
- 本会役員 (1925.11) 『口話式聾教育』1(6), p.42-43.
- 前田朋子 (1996) 昭和初期名古屋聾学校における教員養成講習会—その講習内容と資格— 『特殊教育学研究』34(2), p.41-47.
- 宮坂広作 (1968) 川本宇之介 『社会教育の体系と施設経営 体系篇』 『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版社, p.339-347.
- 文部省 (1979) 『文部省第69年報』文部省.*
- 文部省教育調査部審議課 (1939.9) 教育審議会紀要 『文部時報』670 (附録).*
- 文部大臣官房文書課 (1912) 『教育統計摘要』文部大臣官房文書課.*
- 文部大臣官房文書課 (1908,1926,1929,1931,1936,1937,1939) 『日本帝国文部省第34,50,53,55,58,60,63年報』文部大臣官房文書課.*
- 文部省教育調査部審議課 (1939.9) 教育審議会紀要 『文部時報』670 (附録).
- 文部省後援聾教育講習会開催 (1926.12) 『聾口話教育』2(12), p.24-25.
- 文部省普通学務局 (1925) 『全国盲学校及聾啞学校ニ関スル諸調査 大正十四年五月一日現在』文部省普通学務局.
- 文部省普通学務局 (1930,1933) 『全国盲学校及聾啞学校ニ関スル調査 昭和五年五月一日現在/昭和八年五月一日現在』文部省普通学務局.
- 文部省普通学務局 (1935) 『全国盲学校聾啞学校ニ関スル諸調査 昭和十年九月一日現在』文部省普通学務局.
- 文部省普通学務局 (1928) 『盲学校及聾啞学校ニ関スル調査 昭和三年五月一日現在』文部省普通学務局.
- 文部大臣訓示 全国盲啞学校長会議ニ於ケル (1933.3) 『聾口話教育』9(3), p.2-4.
- 山田孝・西川健一・藤本文朗 (1995) 西川吉之助の生涯と口話式聾教育運動 『障害者問題研究』22(4), p.39-50.
- 山本実 (1961) 『川本宇之介の生涯と人間性—特殊教育先覚者として—』山本実.
- 山本悠三 (2003) 川本宇之介小論 『近代日本社会教育史論』下田出版, p.192-198.
- 遼一浪 (1925.11) 九州中国地方巡回講演概況 『聾口話教育』1(6), p.38-41.
- 聾教育振興会 (1936.12) 事業調査委員会調査報告書 『聾口話教育』12(12), p.47-52.
- 聾教育振興会主催西部共同研究会 (1939.6) 聾者を中心とした座談会 『聾口話教育』15(6), p.29-36.

聾口話教育編輯掛(1931.4) 常人の中学や大学を卒業した米国の聾学生『聾口話教育』7(4), p.42-45.

【英語】

Brill, Richard G. (1986) The Conference of Educational Administrators Serving the Deaf a History. Gallaudet University Press, Washington, D.C.

DeMotte (1936.4) Schools for the Deaf in Japan. Volta Review, 38(4), p.200-203,242-243.

Hirata, Katsumasa (2017.8) Unosuke Kawamoto's Life and His Contribution to Special Education in Japan. Japanese Special Education Research, 6 (1), p.55-58.

【Abstract】

History of Oralism Movement in Japan 1925~1942

—Development from the Japan Oralism Promotion Association initiated by a Parent to the Deaf Education Promotion Foundation led by the Ministry of Education Officials—

Makio NAKAMURA

(Emeritus Professor, University of Tsukuba and Fukuyama City University)

The purpose of this paper is to examine the historical significance of the Japan Association to Promote Speech and Speech Reading for the Deaf(JAPSSRD, formed in 1925) and the Association to Promote the Education of the Deaf Foundation (APEDF, reorganized in 1931) from an educational and social perspective, and to reevaluate the roles of Yoshinosuke Nishikawa of JAPSSRD and Unosuke Kawamoto of APEDF.

JAPSSRD is the first nationwide private movement for the education of children with disabilities in Japan, started by Yoshinosuke Nishikawa, a businessman and parent of a deaf child, with the cooperation of Tokuichi Hashimura, a teacher of education for the deaf, and Unosuke Kawamoto, a pedagogue who converted to education for the deaf. The main supporters were doctors of otolaryngology at medical universities. The social response to the fact that "even dumb children can learn to speak" was enormous, and schools for the deaf using the oral method were established in many places. However, a few years later, JAPSSRD found itself short of funds and weak as an organizing body and was reorganized as APEDF.

APEDF, which was promoted by Ministry of Education officials such as former Vice-Minister of Education Yoshiharu Tadokoro and was based on a stronger organizational foundation composed of conglomerates and upper social strata, complemented the policies of the Ministry by contributing to the development of education for the deaf. The theory and method of the oralism movement of Unosuke Kawamoto, the Executive Director of APEDF, was part of his pedagogical research based on the latest Western information. However, his ill-founded argument was inadequate for not a few deaf children who were not suitable for the oral method.

key words

oralism movement in Prewar Japan; Japan Association to Promote Speech and Speech Reading for the Deaf; Association to Promote the Education of the Deaf Foundation; Yoshinosuke Nishikawa; Unosuke Kawamoto; Yoshiharu Tadokoro